

(案)

射水市教育振興基本計画（後期）

令和 2 年度～令和 6 年度

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり

令和 2 年 月

射水市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	P 1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
第2章 本市の概況と教育を取り巻く動向	P 3
1 概況	
2 本市教育を取り巻く動向	
第3章 教育の目標	P 7
1 計画の基本理念と基本目標	
2 施策の体系	
第4章 施策の展開	P 9
1 基本的施策	
(1) 確かな学力の定着	· · · · P 9
(2) 心身ともに健やかな子どもの育成	· · · · P 1 2
(3) 特別支援教育の充実	· · · · P 1 8
(4) 郷土愛を育む教育の推進	· · · · P 1 9
(5) 安全教育の推進	· · · · P 2 1
(6) グローバル人材育成のための基盤づくり	· · · · P 2 2
(7) 信頼される教育の推進	· · · · P 2 4
(8) 幼児教育の充実	· · · · P 2 5
(9) 学校施設の整備推進	· · · · P 2 6
(10) 家庭における教育の充実	· · · · P 2 7
(11) 地域における教育の充実	· · · · P 2 9
(12) 生涯学習推進体制の充実	· · · · P 3 1
(13) 生涯学習関連施設の充実	· · · · P 3 3
(14) 文化財の保存と活用	· · · · P 3 4
(15) スポーツ・レクリエーション活動の推進	· · · · P 3 6
(16) スポーツ・レクリエーション施設の整備	· · · · P 3 9
第5章 計画の推進に向けて	P 4 0.
1 計画の実効性の確保	
2 計画の周知と各種情報の収集・発信	
3 市長等関係部局との連携	
射水市教育振興基本計画策定懇話会委員等	P 4 1
射水市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱	P 4 2
射水市教育に関する事務の点検・評価実施要項	P 4 3
射水市教育振興基本計画策定の経過	P 4 4

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、平成18年に改正された教育基本法では、人格の完成や個人の尊厳などの普遍的な理念を継承しつつ、「知・徳・体の調和、自立心」、「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」が明確にされました。

また、改正教育基本法の理念の実現に向けて、平成20年には政府として初めての教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が閣議決定され、平成25年6月に、「第2期教育振興基本計画」、平成30年6月には「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

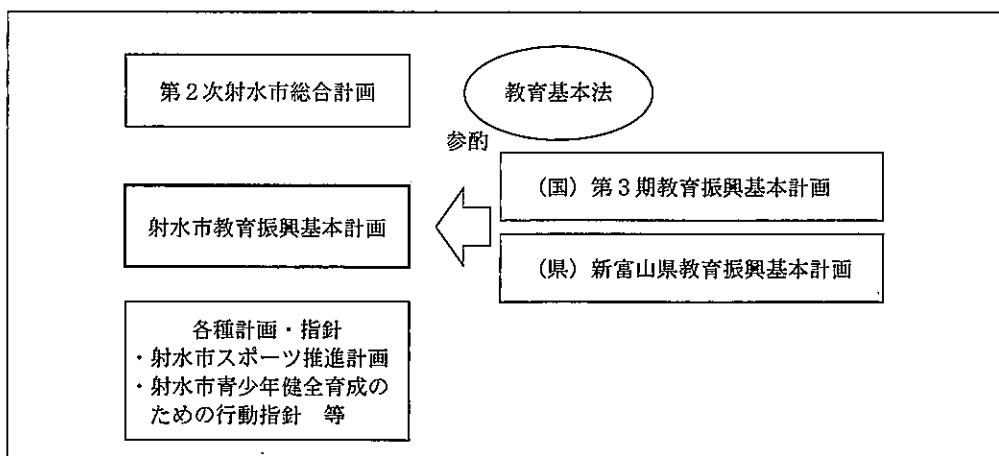
そして、地方公共団体においても、国の計画を参照してそれぞれの実情に応じた基本的な計画の策定に努めることが規定されており、富山県においても、平成25年9月に「富山県教育振興基本計画」、平成29年4月には「新富山県教育振興基本計画」が策定されました。

本市では、平成27年2月に概ね10年を見通した「射水市教育振興基本計画」(以下、「前期計画」という。)を策定し、「豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり」を基本理念と定め、4つの基本目標の実現を目指して教育の振興に取り組んできました。

本年2月に前期計画の策定から5年が経過することから、これまでの教育に対する取組の課題を整理した上で更なる充実を図るため中間見直しを行い、本市が今後取り組むべき施策の全体像、体系を明らかにし、教育の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として「射水市教育振興基本計画（後期）」を策定することとしました。

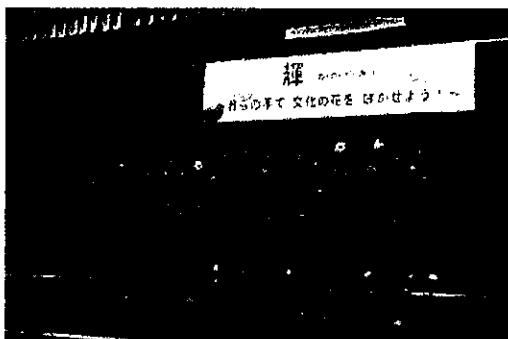
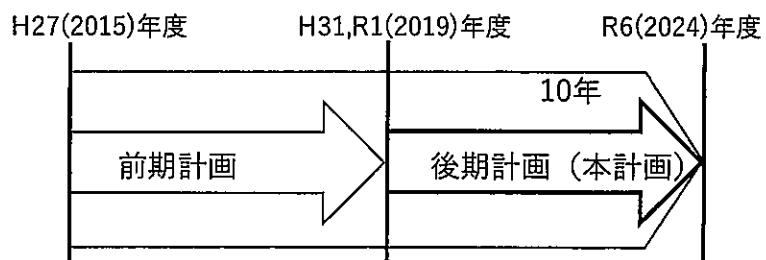
2 計画の位置付け

この計画は、本市が進める教育施策の基本的方向や目標を示すものであり、教育基本法の第17条第2項の教育振興基本計画に位置付けられます。国の第3期教育振興基本計画及び新富山県教育振興基本計画を参照し、射水市総合計画や関連する計画及び方針との整合性を図りながら、本市が目指す目標や施策の方向などを示し、施策や取組を体系的に整理した、教育に関する基本的な計画です。



3 計画期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、平成27年2月に策定した計画の後期計画に当たります。



*中学校学習（文化活動）発表会



*市民体育大会 総合開会式

第2章 本市の概況と教育を取り巻く動向

1 概況

富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。

本市域は、東西10.9キロメートル、南北16.6キロメートルで、総面積は109.43平方キロメートルとなっており、県土面積の約2.6パーセントを占めています。本市は、広大な射水平野に、南部には射水丘陵があり、標高は海拔0メートルから140.2メートルとなっています。市内には、庄川、和田川、下条川、放生津内川等の河川があり、富山湾へ注いでいます。

市域は、庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な地形からなる平野部と丘陵地で構成されており、四季折々において彩り豊かな自然がみられます。

また、日本海側のほぼ中央に位置し、国際拠点港湾である伏木富山港新湊地区（富山新港）や北陸自動車道小杉インターチェンジを有していることから、環日本海交流の拠点として、いわば360度の交流・連携を可能とする優位性を持っています。



2 本市教育を取り巻く動向

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地区別将来推計人口（平成30年3月推計）」に基づく試算によると、令和7年には9万人を割り、令和22年には8万人を割り、約7万7千人になると推計されています。

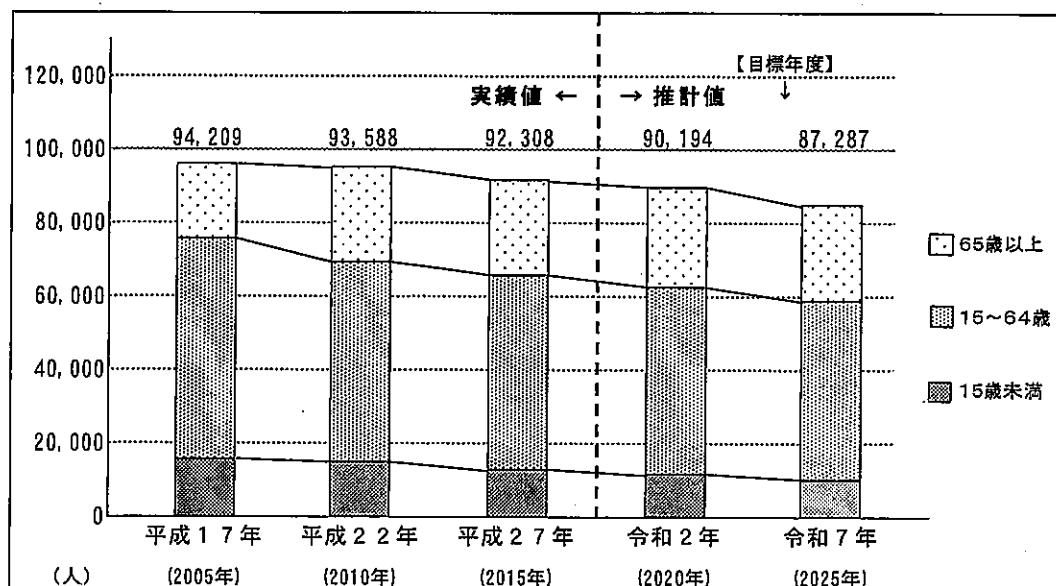
人口減少は、人口規模の縮小だけでなく、高齢者人口の増加、年少人口、生産年齢人口の減少といった人口構造そのものに不均衡を生じさせます。

また、未婚化・晩婚化などを背景に、出生数が減少し、更なる少子化の進行が予想されます。

小中学校児童生徒数についても、ともに減少傾向にあり、平成30年度と令和6年度見込みを比較すると769人（10.3%）の減少が見込まれます。

このように児童生徒数の減少が見込まれる中、子ども同士の接触が少なくなり子どもの社会性の育成の面で困難が生じることが危惧されます。多様な考えに触れたり、様々な体験を経験する機会を積極的に設けることなどを通して、子どもの生命力・意欲の育成を図っていく必要があります。

□ 人口の推移

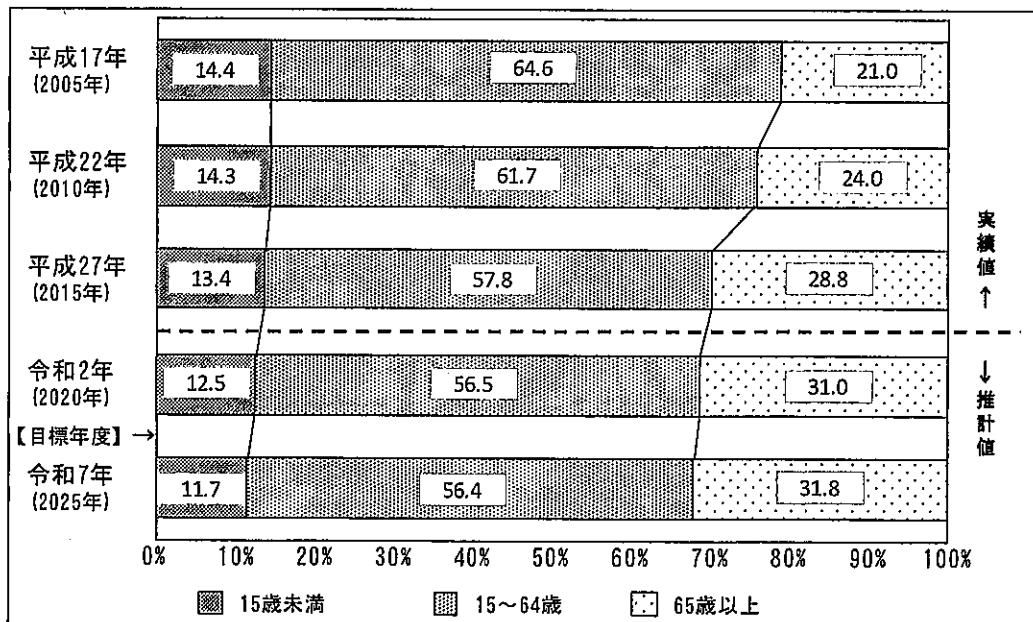


※ 平成17年及び平成22年、平成27年の実績値は国勢調査による

※ 令和2年以降の推計値は、平成27年の国勢調査の結果を
基準としたコーホート要因法による

※ 推計には、「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社
会保障・人口問題研究所）の生残率、子ども女性比、0～4歳性比の射水
市の値を採用し、純移動率には、射水市の実績を基に算出した値を採用

□ 年齢3区分別人口割合の推移

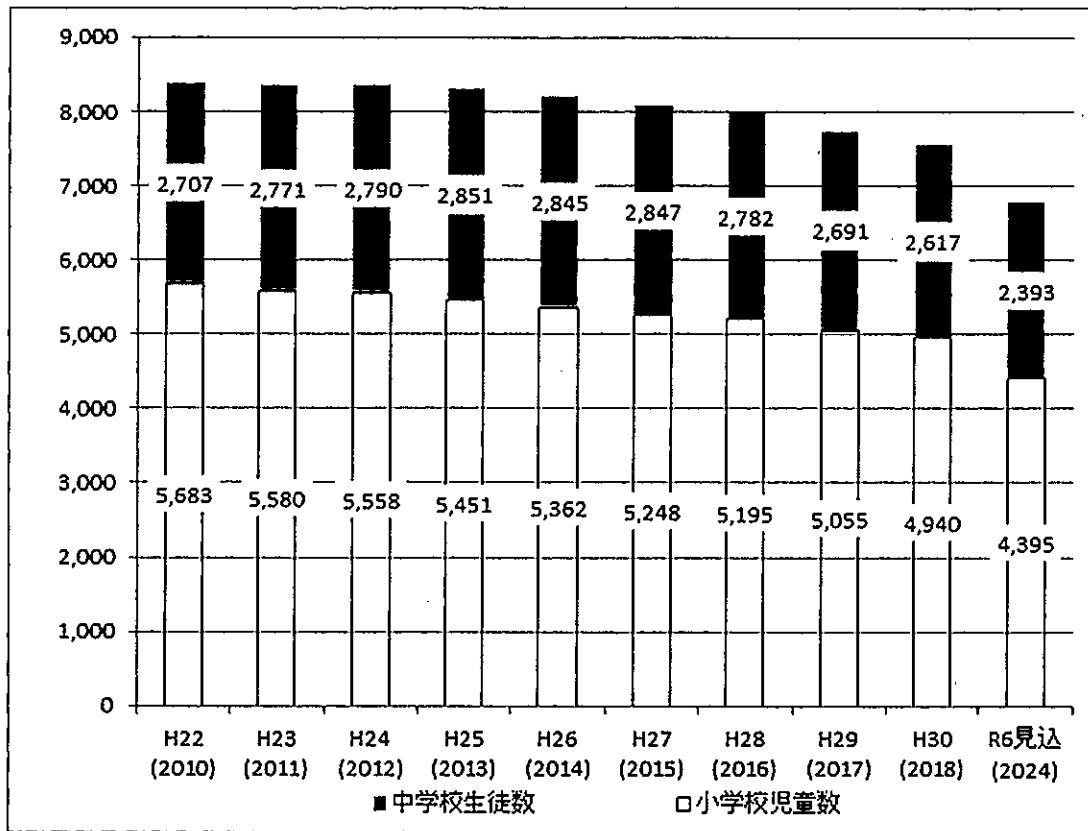


※ 平成17年及び平成22年、平成27年の実績値は国勢調査による

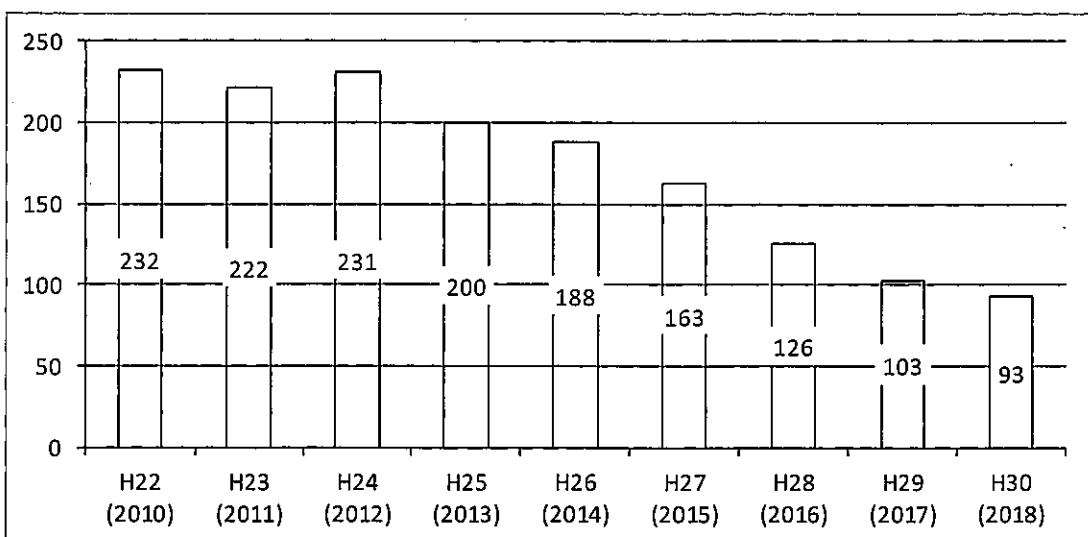
※ 令和2年以降の推計値は、人口推計結果による

射水市総合計画では、令和5年度の目標人口を90,000人、
世帯数を31,700世帯としています。

□射水市立小中学校児童生徒数の推移及び見込み 各年5月1日現在
(単位人)



□射水市立幼稚園児数の推移 各年5月1日現在
(単位人)



(2) 値値観やライフスタイルの多様化

社会環境の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルはますます多様化しており、「物質的な豊かさ」から精神的な安らぎや潤いのある生活などといった「心の豊かさ」を重視する傾向が強くなっています。

また、人口の流動化や核家族化の進展などによって、人間関係や地域社会への関心の希薄化、コミュニティの弱体化に伴う社会的孤立が大きな課題となっていますが、一方では、東日本大震災を契機として、人と人との絆や地域コミュニティによる支え合いの大切さが再認識されており、身近な地域社会での活動を通して、自らが主体的にまちづくりに関わっていこうとする意識も広がりつつあります。

こうした中で、市民ニーズも複雑多様化・高度化していることから、個性や能力を生涯にわたって十分に發揮できる社会の形成が求められており、教育の果たす役割は重要性を増しています。

(3) 国際化の進展

本市では、伏木富山港（富山新港）の優れたポテンシャルを生かした産業の振興を図るとともに、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う地域として、国際化に対応したまちづくりを推進する必要があります。

また、市内に在住する外国人の数が、近年、飛躍的に増加していることから、国際化は、日常生活に大変身近なものとなっており、諸外国の文化の異なる相手について理解し、尊重する能力と姿勢を養うことが求められています。このような状況の中、教育機関や国際交流団体を中心として、国際感覚に優れた人材の養成や国際化の進展に対応できる基盤を整備する必要があります。

(4) 情報通信技術の進歩

インターネットをはじめとする情報通信技術は急速に発展するとともに、普及が進み、働き方や消費者行動など日常生活の様々な面で大きな影響を及ぼしています。また、スマートフォンやタブレット型パソコンなどの情報発信・入手媒体が多様化し、誰もが、時間的・空間的な制約を受けることなく、利用することが可能となっています。

情報通信技術は、防災、医療、福祉、産業、教育など様々な分野で、市民福祉の向上や地域の活性化に活用され、その果たす役割が大きくなっています。市民が利用しやすいシステムの構築が求められています。

一方で、プライバシーの保護や情報セキュリティの確保、デジタルディバイド^{*1}への対応、さらには、インターネットへの過度の依存やソーシャルネットワークサービス^{*2}などの悪用による犯罪や人権侵害など多くの問題が存在しており、学校における情報教育など、その対策が必要となっています。

^{*1} デジタル・ディバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

^{*2} ソーシャルネットワークサービス：インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援するサービス

第3章 教育の目標

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、

射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり

今後も教育を取り巻く社会環境は大きく変化すると予想されます。それに対応するには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体を基盤とした「生きる力」を身に付けることが重要となります。

本市では、「生きる力」を「豊かな人間性と創造性を備え、たくましく生きることのできる力」として捉え、人が持つ可能性を最大限引き出し、将来にわたって射水市を担っていく人々を育てるとともに、国内・国外の様々な分野で活躍できる人づくりを基本理念に掲げて教育施策を展開していきます。

(2) 基本目標

本市教育の基本理念を踏まえ、4つの基本目標を掲げました。

将来を担う子どもたちをはじめ、市民誰もが笑顔にあふれ、夢と希望に満ち、いきいきと輝く「きららか射水」を創造します。

① 自他ともに認め合い、豊かな心を築く、きららか射水

社会を生きるためにには、自分に自信を持つことが重要になります。自己肯定感を高めるなど、自他の敬愛と協力を大切にしながら、創造性や豊かな情操と道徳心を培います。

② 果敢にチャレンジし、生き抜く力を育む、きららか射水

夢や目標に向かって、粘り強く努力することは大切なことです。各分野に興味・関心を有する子どものすそ野を拡大し、その才能を見いだし、チャレンジ精神や創造性などを一層伸ばします。

③ ふるさとを愛し、健やかな心と体を育てる、きららか射水

ふるさとを愛することは、射水の絆づくりとコミュニティの育成に重要なことです。射水で育ったことに誇りを持ち、健康でたくましい心と体を養います。

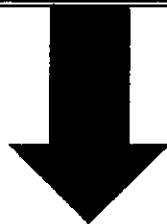
④ 学校、家庭、地域が一体となって歩む、きららか射水

子どもは、家庭で育て、学校で鍛え、地域で磨くことによって成長すると言われるように、それぞれが役割を果たし、一体となって育てることが大切です。学校、家庭、地域並びに関係機関が協力・連携して、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える体制をつくります。

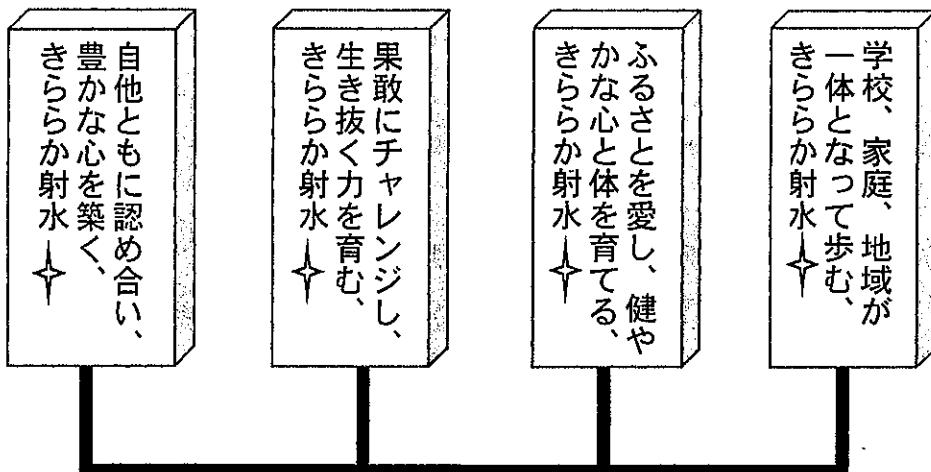
2 施策の体系

○基本理念

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり



○基本目標



○基本的施策

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 確かな学力の定着 | (11) 地域における教育の充実 |
| (2) 心身ともに健やかな子どもの育成 | (12) 生涯学習推進体制の充実 |
| (3) 特別支援教育の充実 | (13) 生涯学習関連施設の充実 |
| (4) 郷土愛を育む教育の推進 | (14) 文化財の保存と活用 |
| (5) 安全教育の推進 | (15) スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| (6) グローバル人材育成のための基盤づくり | (16) スポーツ・レクリエーション施設の整備 |
| (7) 信頼される教育の推進 | |
| (8) 幼児教育の充実 | |
| (9) 学校施設の整備推進 | |
| (10) 家庭における教育の充実 | |

第4章 施策の展開

1 基本的施策

目標の実現に向け16項目の基本的施策を展開していきます。

(1) 確かな学力の定着

【現況と課題】

・小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から、新学習指導要領が全面実施となります。今回の改訂では、主体的、対話的で深い学びを育むために求められる資質・能力が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で明確に示されました。また、小学校・中学校とも「道徳」が教科に位置付けられました。さらに、小学校では、高学年の「外国語」新設、中学年からの「外国語活動」実施に伴い、授業時数の増となり、プログラミング教育も必修化されます。各学校では、改訂の趣旨について移行期間に理解を図り、一部は先行実施を行っています。

・令和元年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校では国語、算数とともに平均正答率は全国平均を上回りましたが、県平均において、算数では同等で国語では下回りました。中学校では、国語、数学とも平均正答率は全国平均を上回りましたが、県平均において、数学では上回り国語では下回りました。（中学校で実施の英語では、全国平均、県平均をともに下回りました。また、平成30年度実施の理科では、中学校では全国平均、県平均をともに上回りましたが、小学校では、全国平均は上回りましたが県平均を下回りました。）質問紙調査からは、自尊感情の高まりや主体的な学習態度などで好ましい状況がうかがえましたが、記述形式で解答する問題で課題がみられるなど、確かな学力の定着に努めていく必要があります。

・学力向上に資するため、全中学校にチーム・ティーチング（T・T）^{*3}指導員、全小学校に学習サポーターを配置し、個に応じたきめ細やかな指導に努めています。

・総合的な学習の時間を使って、各教科で身に付けた知識・技能を横断的、総合的に生かし、思考力・判断力・表現力を身に付ける指導に取り組んでいます。その中で、よりよい体験活動や地域理解のために地域の学習資源（学習スポット、地域人材）を多くの学校で活用しています。

・各学校では、「とやま型学力向上プログラム（Ⅱ期）^{*4}」を推進する中で、学び合いや体験を通して、ねらいを明確にした授業を構想し、目的をもって書く活動や終末における学習成果の確認を重視し、学力向上策を策定して研修を行っています。今後は子どもに寄り添った学習になるよう、学習形態の工夫や教育課程の工夫についても取り組む必要があります。

^{*3} チーム・ティーチング（T・T）：複数の教員が協力して行う授業方式の一つ。

^{*4} とやま型学力向上プログラム（Ⅱ期）：子ども同士の「学び合い」を通して人間関係づくりと学力向上を一体的に進めるとともに、「体験」を重視した取組を根底に置き、各学校及び市町村教育委員会が学校や児童生徒、地域の実態に応じ、主体的に推進する学力向上の取組

平成 30 年度実施 全国学力・学習状況調査結果の平均正答率 (%)

	区分	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	理科
小学校	射水市	73	57	64	53	62
	富山県	74	58	66	55	64
	全国	71	55	64	52	60
中学校	区分	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	理科
	射水市	78	63	73	53	71
	富山県	78	63	70	51	70
	全国	76	61	66	47	66

A : 主として知識に関する問題、B : 主として活用に関する問題

平成 30 年度実施 全国学力・学習状況調査結果から授業以外の月～金の学習時間 (%)

区分		3 時間以上	2 時間以上 3 時間未満	1 時間以上 2 時間未満	30 分以上 1 時間未満	30 分未満	全くしない
小学校	射水市	4. 9	11. 6	50. 7	26. 8	5. 5	0. 5
	富山県	6. 2	15. 9	44. 9	26. 0	5. 6	1. 2
	全国	12. 5	16. 8	36. 9	23. 8	7. 4	2. 5
中学校	射水市	4. 0	21. 8	44. 8	21. 1	5. 4	2. 9
	富山県	5. 1	20. 2	41. 7	20. 6	8. 4	3. 9
	全国	10. 5	25. 9	34. 2	16. 6	7. 9	4. 9

【施策の方向】

- ・新学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて教育活動の質的向上を目指すとともに、教育環境の整備・改善が学習効果の拡大につながるよう、授業改善と研修機会の充実を図っていきます。
- ・全国学力・学習状況調査や実力テスト等で児童・生徒の学習状況や実態をしっかり分析・把握し、実態に合った効果的な指導を行っていきます。
- ・学習サポーターやチームティーチング (T・T) 指導員を配置するなど、一人ひとりに寄り添い、個に応じたきめ細かい学習指導・生活指導を行っていきます。
- ・各教科で身に付けた知識・技能を横断的・総合的に活用し、さらに思考力・判断力・表現力を身に付けていく学習活動の時間をより充実したものにしていくため、地域の学習資源の活用を進めています。
- ・子どもたちの語彙を増やしたり心を豊かにしたりするために、子どもがより多く本に触れる機会を多くするための活動を司書教諭や学校図書館司書を中心に進めていきます。

【主な取組】

① 新学習指導要領の着実な実施

- ・「射水スタンダード」を基軸に、課題設定や展開の工夫により学習活動の質の向上を図るよう、授業改善を進めていきます。
- ・ICT環境の整備やALTの配置が児童・生徒の学習効果の拡大につながっているかを点検・評価し、効果的な実践を各校の指導に生かすよう共有を図っていきます。
- ・授業時数を確保し、児童・生徒の確かな学びを保障するよう、カリキュラムマネジメント^{※5}について調査研究を進めていきます。

② 学力の向上

- ・射水市の児童生徒の学力向上を目的とし、その企画・運営・研究推進の中心となる組織として学力向上委員会を設置し、学力の向上を図ります。
- ・県教委からの「家庭学習のすすめ」や市内の全小学生が持っている「進んで学ぶ射水っ子（家庭学習ノートカバー）」、学校独自の学びのリーフレット等を利用し、児童生徒や保護者に家庭学習の促進を図ります。
- ・授業時数の十分な確保と補充的な学習体制の整備として、時間割編成の工夫や長期休業期等の在り方について調査研究します。
- ・児童生徒による学習評価・授業評価を行い、授業改善に生かしていきます。
- ・身に付けさせたい学習規律を明確にし、指導を徹底します。
- ・高等教育機関と連携し、学生の協力を得た補充的な学習を推進します。

③ 小中学校の連携

- ・中学校区連携の下、課題を焦点化して「授業力向上研修」を実施します。また、各校の課題に即して実効的な学力向上策を推進するよう、学校単位で学力向上市町村教育委員会プランの指定を行い、小中学校が連携して学力向上に取り組みます。

④ 学校図書館の充実

- ・学校図書館の計画的な図書整備、全小中学校へ学校司書を配置するなど、児童生徒が図書に親しむ機会の充実を図ります。

^{※5} カリキュラムマネージメント：各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施、評価し改善していくこと。教科横断的な視点、PDCAサイクルの確立、人的・物的資源の効果的な組み合わせと活用等が求められる。

参考指標

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標
			令和6年度 (2024年度)
「授業がよくわかる」児童生徒の率	各小中学校で児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 93.3% 中学校 80.5% (平成30年度)	100%
家庭学習の1日当たり時間が「10分間×学年」以上の児童生徒の率	各小中学校で児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 88.2% 中学校 68.3% (平成30年度)	100%
学校図書館の図書整備率	文部科学省が学校規模ごとに定めた、蔵書の目標数に対する達成割合	小学校 114.0% 中学校 106.7% (平成30年度)	増加
年間1人当たりの学校図書館での貸出冊数	児童生徒が1年間に学校図書館で借りた冊数	小学校 65.9 冊 中学校 12.2 冊 (平成30年度)	増加

(2) 心身ともに健やかな子どもの育成

【現況と課題】

- ・集団づくりや学び合いに生かすよう学級診断尺度調査（Q-U調査）^{*6}を実施し、児童生徒理解に努めています。また、よりよい人間関係を構築していくために、小学校では自己理解・他者理解に努め、「よいところ見つけ」、「あったか言葉」などの活動に取り組んでいます。中学校では、ソーシャルスキルトレーニング^{*7}等を取り入れ、対人関係のスキル向上に取り組んでいます。
- ・市内の小中学校に在籍する外国人児童生徒は190名（令和元年5月1日現在）で、全在籍児童生徒数の2.6%となっています。出入国管理法の改正により今後の増加が予想され、学校生活を送る上で、児童生徒及び保護者に対するサポートが必要となります。
- ・各小学校では「心身ともにたくましい子ども」の育成を目指し、「みんなでチャレンジ3015^{*8}」ノートを活用し、日々の体力づくりに取り組んでいます。
積極的に体を動かす子とそうでない子との両極端に分かれる傾向があり、どの子も思いっきり体を動かすことができる時間と場所を確保するなどして、学校全体で体力づく

^{*6} 学級診断尺度調査（Q-U調査）：学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感、及び学級集団の状態を質問紙によって測定する調査

^{*7} ソーシャルスキルトレーニング：対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能を習得するための練習

^{*8} みんなでチャレンジ3015：小学生が点数化された各種の運動にチャレンジし、立山登山になぞらえて設定された目標点（3015点）を目指す取組

りに取り組むことのできるよう工夫する必要があります。

・道徳教育推進教師が中心となって各学校の特色を生かした道徳教育が展開できるように指導計画を作成して日々の教育活動の中で取り組んでいます。

・子どもたちの健全育成やいじめ、問題行動防止について、家庭、地域、学校が連携を深め一体となって取り組むため「射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会」を設置します。

・各学校では、「いじめをなくす射水市民五か条」を各教室に掲示し、策定した「いじめ防止基本方針」に基づいて心身ともに健やかな子どもの育成に取り組んでいます。また、様々な取組を通して、児童生徒一人一人が自分は大切な存在であることを認識させるため、自己肯定感の醸成に努めています。

・各学校では、子どもたちが主体的に挨拶運動やいじめ撲滅キャンペーン等に取り組んでいます。

・平成30年度のいじめ調査結果では、小中学校合わせて前年度より61件増加しています。軽微な事案も確実に認知して解決しようとする観点から、今後も今まで以上にいじめ防止やいじめの早期発見、早期対応できるようスクールソーシャルワーカー(SSW)^{*9}やスクールカウンセラー(SC)^{*10}等を含めたチームによる対応を進めていく必要があります。

・教員の子どもとの関わりを強めるような研修、いじめの早期発見、早期対応をするためのスキルについての研修をバックアップする必要があります。

・小児生活習慣病予防検診の受診結果が、経過観察、要医療の児童の割合が増加傾向にあります。

・栄養教諭、学校栄養職員の配置について充実を図りながら、学校、教育委員会及び調理事業者等が連携して、安全・安心で、楽しい学校給食の実施に努めるとともに、家庭科、道徳や総合的な学習の時間等の様々な教育活動を通じて食育を推進しています。

・県内・国内産の食材を優先的に活用し、学校給食の安全・安心の確保を図るとともに、適時、旬の地場産食材を活用することで、学校給食を通じてふるさとを大切する気持ちや食に対する感謝の心を育んでいます。



*「いのち」について学ぶ授業

*⁹ スクールソーシャルワーカー(SSW)：カウンセラーが相談者の心のケアを中心に行うのに対し、家庭環境や友人関係等の面から問題を分析し、家庭や行政、福祉関係施設などの外部機関と連携しながら解決につなげる活動を行う専門家

*¹⁰ スクールカウンセラー(SC)：いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなどの心のケアを行うため、学校に配置される臨床心理に関する知識・経験を持つ専門家（臨床心理士等）

児童生徒の体力・運動能力について

(1) 小学校

射水市 H30 年度、富山県 H30 年度、全国 H30 年度

(男子)

※○…射水市の値が県平均を上回っているもの

小学校 5年生	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横跳び (回)	20m シャトル ラン (回)	50m 走 (秒)	立ち幅跳 び (cm)	ソフトボ ール投げ (m)	総合 得点 (点)
射水市	○17.98	○20.35	○34.10	44.10	57.40	○9.40	○157.79	○24.81	○56.61
富山県	16.79	20.16	33.81	44.77	57.44	9.41	157.23	23.43	55.89
全国	16.60	20.61	33.78	44.01	56.90	9.17	155.10	23.72	56.64

(女子)

射水市	○17.41	18.60	36.63	41.82	44.11	9.73	149.23	14.43	56.76
富山県	16.35	19.12	37.79	43.06	47.14	9.59	151.78	14.73	57.91
全国	16.36	19.39	37.95	42.00	45.58	9.50	148.01	14.74	57.83

(2) 中学校

射水市 H30 年度、富山県 H30 年度、全国 H30 年度

(男子)

※○…射水市の値が県平均を上回っているもの

中学校 2年生	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	持久走 (秒)	20m. シャトル ラン (回)	50m 走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ハンドボ ール投げ (m)	総合 得点 (点)
射水市	○31.30	○28.42	○44.88	53.02	406.96	87.59	○8.01	○ 204.85	○22.67	○ 45.30
富山県	29.43	27.05	44.55	53.14	393.30	89.40	8.02	200.92	21.34	43.43
全国	30.39	28.26	45.31	54.19	379.45	90.40	7.77	203.56	21.40	45.46

(女子)

射水市	○24.33	23.94	46.88	48.05	297.73	59.45	8.91	176.10	12.78	51.27
富山県	23.71	23.31	46.89	47.98	286.46	62.65	8.79	176.63	13.41	51.59
全国	24.32	24.43	47.39	48.71	276.97	64.45	8.59	176.45	13.92	53.90

(資料：文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」)

いじめ問題行動等の件数

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 ^{※11}
小学校	59 件	60 件	53 件	81 件
中学校	24 件	25 件	28 件	61 件
合 計	83 件	85 件	81 件	142 件

不登校件数の推移

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 ^{※12}
小学校	29 件	17 件	18 件	32 件
中学校	50 件	60 件	61 件	63 件
合 計	79 件	77 件	79 件	95 件

※11 各学校では、軽微ないじめであっても見逃さず、認知したものに対して適切に対応することを重視している。

※12 「不登校」：平成 30 年度調査で集計区分に変更があり、「不登校とその他の要因の複合による長期欠席」を「その他」とせず、「不登校」あるいは「その他の要因」のいずれかで区分していることから「不登校」の計上入数は増加している。

暴力行為の発生件数の推移

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 ^{※13}
小学校	4件	8件	7件	52件
中学校	3件	3件	5件	10件
合計	7件	11件	12件	62件

(資料：文部科学省「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

※平成29.3月の「いじめの防止等のための基本的な方針」改定において「いじめが解消している」状態の判断について、「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。」と定められた。

【施策の方向】

- ・学級診断尺度調査（Q-U調査）の効果的な活用についての研修を行い、多面的に児童・生徒を理解することやより良い人間関係をベースとした学級運営を推進します。
- ・「みんなでチャレンジ3015」等を生かした体力づくりを推進し、どの子どもたちも体を動かすことができる時間と場所を確保するなどして、学校全体で体力づくりに取り組むことのできる工夫をしていきます。
- ・教育活動全般における道徳教育推進のための全体計画を作成し、自らの生き方を見つめ、心豊かでたくましく生きる児童生徒を育てます。
- ・外国人相談員の配置や言語翻訳機器を導入し、児童生徒の学習や保護者と学校との意思疎通について、支援を図ります。
- ・生活習慣病予防に向け検診を実施するとともに、学校生活、家庭生活の両面から適切な食習慣及び運動習慣の浸透を図ります。
- ・学校給食の安全・安心の確保を図るとともに、学校給食や教育活動等を通じて、食への関心を高め、ふるさとを大切する気持ちや食に対する感謝の心を育くむなど食育を推進します。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒な適切への対応や異物混入の防止など、児童生徒の安全及び食の安全の徹底を図ります。

【主な取組】

① いじめ防止対策

- ・児童生徒理解のため、学級診断尺度調査（Q-U調査）を積極的に利用し、また、その分析・活用方法について、研修を深めていきます。
- ・射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会やいじめ防止フォーラム等を開催し、学校だけでなく家庭や地域とともにいじめや問題行動の防止や自己肯定感の醸成に取り組んでいきます。
- ・子どもに対する虐待や暴力等を撲滅するというSDGs（Sustainable Development Goals）^{※14}の視点も踏まえ、市関係課、児童相談所等の関係機関と連携

^{※13} 「暴力行為」：「いじめ」と同様、各学校では、重大事態に発展する可能性と説明責任を念頭に、軽微な行為であっても見逃さずに適切に対応することを重視している。

^{※14} SDGs：2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標

を図り、虐待の予防や早期対応に努めます。

② 人権教育の推進

- ・学校における子どもの権利についての学習機会を充実し、人権意識の高揚に努めます。(射水市子ども条例を扱った道徳教材の活用等)

③ 体力の向上

- ・地域のスポーツ人材を活用し、小学校体育や中学校保健体育の授業へ派遣し、児童生徒の体力向上や運動習慣の定着を図るとともに、教員の指導力向上に努めます。
- ・県が実施する「きときとチャレンジランキング※15」と連携し、子どもたちの運動意欲の向上に努めます。

④ 相談体制の充実

- ・児童生徒、保護者や教職員の悩み、不安等の心の問題を改善、解決するため相談員体制の充実を図ります。
- ・適応指導教室では、不登校児童生徒が抱えている心理的な問題等の軽減を図りながら、自立する力やよりよい人間関係づくりができるための支援を行います。また、基本的な生活習慣の定着を図り、学ぶ意欲を喚起することで、学校に復帰できるような効果的な運営を工夫します。

⑤ 外国人児童生徒及び保護者への対応

- ・日本語による学習や学校生活への対応が困難な外国人児童生徒が在籍する学校に外国人相談員を配置し、その支援を図ります。
- ・言語翻訳機器等の導入・活用により、外国人児童生徒及びその保護者との意思疎通の向上を図ります。

⑥ 生活習慣病の予防

- ・すこやか教室（医師、栄養士による講義、健康相談）を実施し、学校と連携を密に参加者の増加を目指すとともに、児童生徒・保護者への指導・啓発の機会の充実を図ります。
- ・小学校、中学校における保健指導の質及び継続性を一層高めるため、小学校に加え、中学校においても小児生活習慣病予防検診の実施を検討します。

⑦ 食育の推進

- ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につくよう、学校給食の活用や各教科、総合的な学習の時間等を通じて食育を推進します。

⑧ 学校給食の充実

- ・安全、安心で栄養価を維持した楽しい学校給食を実施するため、学校給食費の見直しを図るとともに、県内・国内産食材を優先的に活用し、旬の地場産食材を取り入れ

*15 きときとチャレンジランキング：子ども達の運動意欲の向上を図るため、小学校1年生から中学校3年生までを対象として、体力テスト等の運動記録をインターネットを使って手軽に県に登録し、学校や学級対抗で記録を競い合えるように考えられたランキング制度

た献立づくりに取り組みます。

参考指標

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標
			令和 6 年度 (2024 年度)
「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の率	全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえど当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 87.5% 中学校 86.8% (平成 30 年度)	100%
不登校児童生徒件数	年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由の者を除いた人数	小学校 32人 中学校 63人 (平成 30 年度)	減少
暴力行為の発生件数	学校内外で発生した児童生徒による暴力行為の件数	小学校 52件 中学校 10件 (平成 30 年度)	減少
いじめの解消率	いじめ認知件数に対し、当該年度にいじめが解消しているものの率	小学校 80.2% 中学校 78.6% (平成 30 年度)	100%
すこやか教室参加率	小児生活習慣病予防検診で「要医療」「経過観察」に該当する児童のうち「すこやか教室」に参加した率	9.0% (平成 30 年度)	増加
朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合	朝ごはんを毎日食べてくる児童生徒の割合	小学校 99.3% 中学校 98.1% (平成 30 年度)	100%
地場産食材使用率	給食における射水市産食材及び富山県内産食材の使用料(金額ベース)	射水市産 15.2% 富山県産 39.8% (平成 30 年度)	増加

(3) 特別支援教育の充実

【現況と課題】

- ・本人・保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成に努めながら、特別支援教育を推進しています。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒について、人数の増加及び状態や困りごと等の内容の多様化・複合化が進んでいる傾向にあります。
- ・個人の実態に配慮した適切な教育が受けれるよう、学習サポーターを小中学校へ配置する等の支援体制づくりに努めていますが、重度の心身障害や医療的ケアなど介護・医療面の支援に対する備えが必要です。

【施策の方向】

- ・関係機関等との連携を深めながら、早期からの教育相談・支援の充実を図ります。
- ・学習サポーターを継続的に配置し、資質の向上に努めながら、児童生徒への適正な支援につなげます。
- ・教員の人材育成や資質向上及び支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

① 支援が必要な児童生徒への対応

- ・児童生徒の見守りや支援を行う学習サポーターを小中学校の実態に応じた配置に努め、学校内の支援体制の充実を図ります。
- ・特別支援教育の専任職員を教育委員会に配置し、保護者の就学相談や教員への指導助言など、支援体制の充実を図ります。
- ・市関係課や関係機関・施設等との情報共有に努め、特別な支援が必要な児童生徒を把握し、早期からの相談・支援につなげます。
- ・市関係課や関係機関・施設等と連携し、保育園・幼稚園等への訪問や地区相談会を開催するなど、相談機会の充実を図ります。
- ・県関係課や特別支援学校等と連携し、特別支援教育に長けた教員の育成を図ります。

(4) 郷土愛を育む教育の推進

【現況と課題】

- ・「社会に学ぶ14歳の挑戦^{*16}」は、中学2年生が、市内の事業所において職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組み、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考える機会となるとともに、ふるさとの大切さや地域の人とのつながりについて学ぶ貴重な機会となっています。
- ・議会の仕組みや役割を学び、ふるさと射水の市政に興味・関心をもってもらうことを目的に「射水市子ども議会体験プログラム」を実施しています。
- ・新しい時代を切り拓くグローバルな人材育成のため、意欲ある中学生を対象に、貴重な体験と刺激を得る機会として「いみず鳳雛きらめき塾」を実施しています。
- ・各学校では、社会科や理科等の授業のほか、グリーンカーテンの設置や環境チャレンジ10事業への参加、地球温暖化活動防止推進員の特別授業を開催するなどの様々な取り組みにより、環境に関する学びや意識の向上を図っています。
- ・各学校では、クリーンピア射水（ごみ処理施設）や上下水道施設等の環境関連施設を訪問し、見学や体験することで身近な生活環境や自然環境を守ることの大切さや必要性について学習する等、学びの機会の充実を図っています。
- ・新規採用教員を対象とした、射水市の歴史、文化産業等の理解を深めるための「市内地域巡り研修会」を開催し、地域の特色や産物、伝統行事等についての知識を習得しています。

【施策の方向】

- ・書物から学ぶ「ふるさと」だけでなく、見たり、聞いたり、体験したりして学ぶ「ふるさと」教育を推進します。
- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業について、受け入れ事業所の開拓や事業所と連絡調整を図り、本事業を通して、生徒の生き方や働く意義を考え、周囲の人と協調し、感謝する心、望ましい勤労観、職業観を養います。
- ・「射水市子ども議会体験プログラム」及び「いみず鳳雛きらめき塾」は、いずれも児童生徒にとって貴重な体験となる事業であることから、今後も継続して実施していく。
- ・「環境から学ぶ」「環境について学ぶ」「環境のために学ぶ」の3つの方針に沿って環境教育を推進するとともに、児童生徒一人ひとりが、環境保全やより良い環境の創造のために、主体的に行動する態度や資質、能力を育成します。

【主な取組】

① ふるさと学習の充実

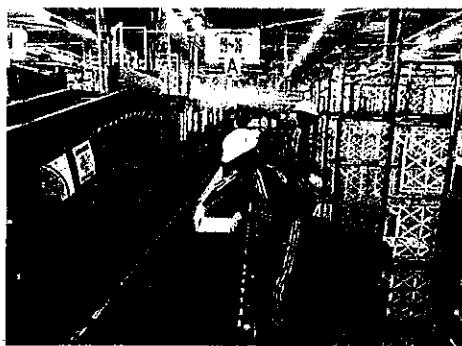
- ・地域の自然や人、歴史等を直接見たり体験したりできる「ふるさと」の教材化を進めます。
- ・「ふるさと」に詳しい地域人材の発掘を進めます。
- ・本市にゆかりがあり東京で活躍する実業家及び各界の第一線で活躍する先輩等との

^{*16} 社会に学ぶ14歳の挑戦：中学2年生が学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取り組む事業

交流や講演会等を通じて、たくましく生きることのできる力を育み、将来の夢や目標を持つことの大切さなどを学ぶ機会の充実を図ります。

② 環境教育の推進

- ・環境教育の3つの視点（環境から学ぶ、環境について学ぶ、環境のために学ぶ）に立ち、各教科の目標や内容、総合的な学習の時間のねらいを検討し、環境教育に位置付けます。
- ・クリーンピア射水や埋立処分地等の見学を行ったり、「とやま環境チャレンジ10^{*17}」及び「いみず環境チャレンジ10^{*17}」に参加したりして子どもたちの環境に対する意識を高めます。



*14歳の挑戦（職場体験活動）



*子ども議会体験プログラム



*いみず鳳雛きらめき塾（株式会社アトム）

^{*17} とやま環境チャレンジ10、いみず環境チャレンジ10：小学校4年生(10歳)が地球温暖化問題を学び、10個の目標を決めて家族とともに家庭での対策を実践、自己評価するもの

(5) 安全教育の推進

【現況と課題】

- ・各学校において、火災発生時、地震・津波等の災害発生時や不審者等に備えた訓練を実施し、児童生徒が状況に応じた緊急時の対処法を身に付け、自身の的確な判断と冷静で安全な行動ができるように取り組んでいます。
- ・各学校において、安全体制の整備として学校安全計画や危機管理マニュアルの点検及び改善を行い、教育活動全体における安全教育を組織的に行ってています。
- ・各小中学校の情報を基に通学路の危険箇所を抽出し、関係機関と合同点検を行い、危険性や効果などの面から優先順位をつけて改善に努めています。また、各学校で地域の安全マップを作成するなど、児童生徒の安全・防犯意識を高めています。
- ・小学生を対象にスクールバスや公共交通機関による通学、中学生を対象に冬季間の公共交通機関利用費の助成を行い、通学の安全を確保し、通学を支援しています。

【施策の方向】

- ・児童生徒の危険回避能力を向上させるための安全教育を推進するとともに、防災訓練や不審者に備えた訓練等の充実を図ります。
- ・各学校における通学路の危険箇所の把握及び関係機関と合同点検を実施し、通学の安全に向けた環境づくりを推進します。
- ・学校や家庭、地域と連携した安全体制づくりを推進します。

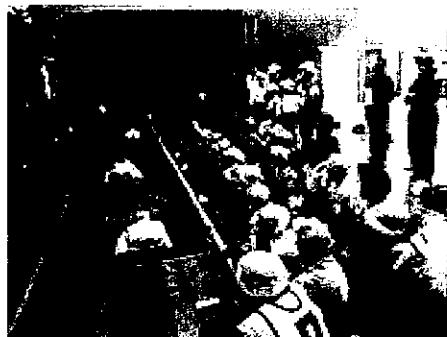
【主な取組】

① 安全教育の推進

- ・防災に関する知識や適切な行動が身に付くよう、緊急地震速報受信システムや防災教育教材等を活用した安全教育を実施します。
- ・家庭や地域等による評価を取り入れ、安全管理や安全指導、教職員研修の改善に生かします。

② 通学路の安全

- ・道路管理者や警察等の関係機関で構成する通学路安全対策推進会議において、通学路の安全確保に向けた取組を行います。



*防災訓練に参加

(6) グローバル人材育成のための基盤づくり

【現況と課題】

- ・全小中学校に外国語指導助手（A L T : Assistant Language Teacher）、小学校に英語専科教員、外国語活動指導員、英語学習サポーターを配置し、児童生徒のコミュニケーション能力を高める等、英語教育の充実を図っています。
- ・全小中学校で英語に慣れ親しむために、外国語指導助手（A L T）とのチーム・ティーチング（T・T）による授業を実施しています。今後、英語力の向上のためには、外国語指導助手（A L T）と担任教員、英語科担当教員が連携を密にし、より効果的な授業を実施していく必要があります。
- ・全小中学校に無線LAN環境の整備やタブレットPC、大型モニター等のICT^{*18}機器を段階的に整備する等、学校教育のICT化を推進しています。
- ・国の新たな方針として、令和5年度までに児童生徒一人一人がそれぞれの端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指していくことが求められており、環境整備を推進するとともに、効果的な学習活動の実現に向けた更なる対応が急務となっています。
- ・携帯等の情報通信端末は、年々、高度化・多機能化によって進化し、家庭への普及が急速に進み、児童生徒にとって、ますます身近なものとなっていくと考えられます。情報モラルに関する適時・適切な指導を行えるよう、学校、家庭、地域や関係機関等による緊密な連携が必要です。
- ・自分たちの住むまちの文化や人とのつながり、エネルギーの大切さや環境問題、生き物と環境のつながりなどを世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを意識付けしながら、学習に取り組んでいます。また、学校においても、SDGsが掲げる様々な課題に関する問題解決的な学習を進め、子どもが自ら考え、実践する力を育むことが大切です。

【施策の方向】

- ・外国語指導助手（A L T）や外国語活動指導員等を配置し、授業の支援を行うとともに、マイスター教員や英語専科教員を活用し、教員全体の授業力向上を図ります。
- ・GIGAスクール構想^{*19}の実現に向け、ICT活用等に関する計画を策定し、高速大容量の通信ネットワーク小中学校の環境やタブレットPC等の整備を推進します。
- ・ICT機器を活用した授業案の作成や授業時に教員の補助等を行うICT支援員を継続的に配置し、学校への支援体制の充実を図ります。
- ・教員の授業力、資質の向上を図るため、研修や公開授業の実施等、人材育成に努めます。

*18 ICT：情報通信技術(Information and Communication Technology)の略であり、コンピュータやインターネットを利用した技術

*19 GIGAスクール構想：児童生徒1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想

・警察やPTA等の関係機関と密接に連携しながら、児童生徒の適切なインターネット利用について普及・啓発を図ります。

【主な取組】

① I C T 機器の効果的な活用

- ・タブレットPCや大型モニター等のICT機器、校内通信ネットワークの整備を推進します。

② 情報モラルの浸透

- ・適切なインターネット利用について、家庭や関係機関と連携しながら普及・啓発を図ります。
- ・インターネット社会において、機器を適切に利用し、もたらされる情報を選択・活用できるよう情報活用能力の向上を図ります。

③ 外国語教育の充実

- ・マイスター教員や英語専科教員による公開授業の実施等により、教員全体の授業力向上を図ります。
- ・外国語指導助手（ALT）や外国語活動指導員等の授業を支援する人材を積極的な活用に努めます。

④ E S D^{※20}（持続可能な開発のための教育）の推進

- ・ESDの考え方沿った学習を推進します。また、各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じ、SDGsに関する学習を計画的に行います。



*外国語活動指導員による授業

^{※20} ESD：持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略であり、環境、人権、開発など現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。日本ユネスコ国内委員会や関係省庁が協力し、ESDの推進に取り組んでいる。

(7) 信頼される教育の推進

【現況と課題】

- ・市内すべての小・中学校で教育目標の達成に関わり、年度の重点目標と具現化構想を「アクションプラン」として示しています。アクションプランは数値目標として具体的に設定され、その達成率を学校評価として具体的に示しています。
- ・市内すべての小・中学校で学校評議員制度を導入し、評議員から学校運営や地域との連携等について意見を聞き、特色ある学校づくりや教育課程の改善を図っています。
- ・信頼される学校を支えるには教員の資質向上が必須です。そのため、児童生徒理解や組織的対応等の生徒指導の機能を生かす研修、並びに、現代的課題に即応して学力向上を図る研修を工夫して実施する必要があります。

【施策の方向】

- ・学校の教育活動の評価は、教員による評価のほか、保護者や地域住民による評価を取り入れ、P.D.C.A. (Plan:計画、Do:実践、Check:検証、Action:改善) サイクルの中で計画的に教育活動を改善します。
- ・教員の指導技術に応じ、経験年数別に身につけておく教師力に係る研修を実施します。

【主な取組】

① 情報の発信

- ・地域に公開する学校行事等の機会やホームページ、学校だより等を通して、学校の教育活動を保護者や地域に積極的に情報発信します。

② 教員の資質向上

- ・OJT^{※21}を推進するとともに、中堅、ベテラン教員が若手教員対象の研修の指導を務めるなど、教員相互に資質の向上を図ることのできる研修機会、方法等を工夫して実施します。
 - ・新学習指導要領の全面実施に伴い、求められる資質・能力の育成を各校で推進する教員を育成する研修機会、方法等を工夫し、教員の参画意識の向上を図ります。(特別支援教育、道徳教育、ICT活用、外国語教育等)
 - ・高い専門性と実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を実践している教員を「マイスター教員」として認定し、その優れた実践的指導力等広く市内の教員に伝授します。

参考指標

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標
			令和6年度 (2024年度)
マイスター教員の任命	マイスター教員を経験した教員数	59名(小学校33名、中学校26名) (平成30年度)	70名 (小学校39名、中学校31名)

*毎年21名(小学校12名、中学校9名)程度を任命

※21 OJT (On-the-Job-Training) : 職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し具体的な仕事を与えて、その仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

(8) 幼児教育の充実

【現況と課題】

・生きる力の基礎を育成すること、豊かな心と健やかな身体を育成することを基本的なねらいとして、各園で実情に応じた教育課程を編成し、直接的・具体的な体験を通して、創意工夫のある保育指導に取り組んでいます。

・親の子育てに対する悩みや発達に偏りの見られる障がい支援について、早期発見、早期手立てに努め、関係機関と連携しながら、個に応じた適切な支援をしていく必要があります。

・子ども・子育て支援新制度の下、子どもの最善の利益が実現されるよう、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などに取り組んでいます。

【施策の方向】

・子ども・子育て支援新制度の下に、幼児期の学校教育・保育、子育て支援を総合的に推進します。

・幼稚園、保育園等の幼児期から小学校の児童期への円滑な接続のため、学びのつながりを意識した指導方法や環境づくりを推進します。

【主な取組】

① 相互連携の推進

・職員の相互参観の実施や就学児の実態について話し合う機会を設け、幼児期から児童期への発達の流れなどについての共通理解を深め、小学校教育への連続性が確保できるよう緊密な連携を図ります。

② 教諭等の資質向上

・幼稚園教諭と保育士が、お互いの役割と専門性を認識し、幼児教育及び保育について学び合う合同研修等を実施するなど資質の向上を図ります。また、専門性が必要となるアレルギー対応や虐待、気になる子への関わり方について知識を深めるため、園内研修の充実や園外研修の確保・促進を図ります。

③ 認定こども園の設置

・保護者の教育・保育ニーズが多様化しているなか、そのニーズに対応するため、幼稚園・保育園の認定こども園への移行を推進します。



*集団の中で楽しく遊ぶ園児

(9) 学校施設の整備推進

【現況と課題】

- ・築後30年を超える校舎については、機能面・安全面での老朽化対策が必要となっています。
- ・小学校の適正規模・配置について、今後の少子化による児童数の減少に伴う教育環境の変化が見込まれ、小規模校の教育環境が懸念されます。

【施策の方向】

- ・学校の老朽化校舎等施設の改修を計画的に実施するとともに、災害時の避難施設としての機能を高めていきます。また、省エネなど環境に配慮した施設を目指します。
- ・少子化による児童数の減少に伴い、小規模校の学校のあり方について検討していきます。

【主な取組】

① 学校施設・設備の計画的な整備

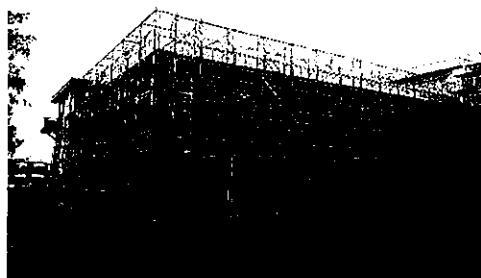
- ・老朽化している学校施設の計画的な改修や長寿命化に向けた保全に取り組みます。また、障がいのある子に配慮した施設整備、並びに情報機器の整備など、安全でより良い教育環境を整えます。

② 学校の適正配置

- ・少子化による地域の実情を踏まえながら、児童生徒数の変化に伴う学校の通学区域や統廃合の検討をしていきます。

③ 環境にやさしい学校施設の整備

- ・学校の改修に合わせて、照明のLED化など、省エネルギー機能の向上を図っていきます。
- ・改築から長寿命化改修へと工事の手法を転換し、排出する廃棄物量を縮減することで、環境負荷を軽減します。



*校舎棟の改修工事

(10) 家庭における教育の充実

【現況と課題】

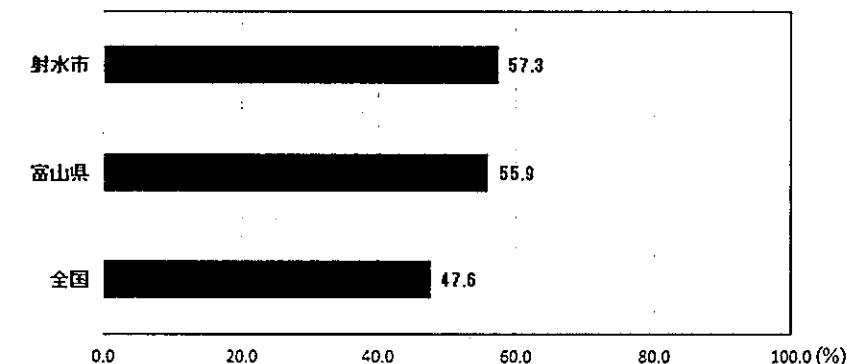
・核家族化、少子化傾向の強まり、高い共働き率、そして情報通信技術の目覚しい発展など、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしており、子育てにとまどいと不安を感じている家庭が増えています。

このため、子どもたちに規則正しい生活習慣や社会規範を身につけさせることが難しくなっています。

・インターネットを介したソーシャルネットワークサービスの浸透などにより、人と人との直接的なふれあいが少なくなるなど、人間関係の希薄化が進行しています。

・核家族化や高い共働き率の影響から、親が子どもとじっくりと向き合う時間が少なくなってきており、朝食を欠食する子どもや孤食^{※22}など、食育に関する問題も顕在化しています。

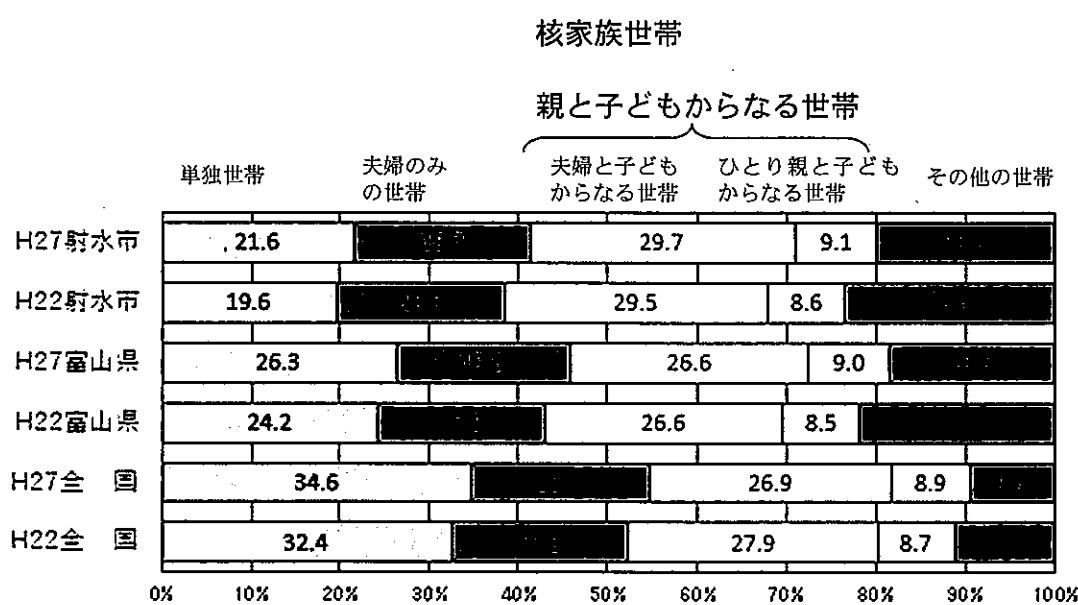
□共働き率〔資料：平成 27 年国勢調査〕



※共働き率…夫、妻ともに就業世帯数/夫婦のいる一般世帯数

射水市の「夫婦のいる一般世帯数」には、「労働力状態不詳」を含んでいる。

□一般世帯の家族類型割合〔資料：平成 27 年国勢調査〕



*²² 孤食：食育上の問題として、家庭において1人で食事をとること。

【施策の方向】

- ・家庭は、規則正しい生活習慣や社会規範を身につけるための最も身近な教育の場であることから、家庭教育の重要性を啓発するとともに、インターネットの普及など、子どものライフスタイルの変化に対応し、健やかに子どもを育てるための活動を支援します。
- ・子どもの健全な成長には正しい食生活が必要不可欠なことから、望ましい食習慣や食品の安全性についての学習など、学校と家庭が連携した食育を推進します。

【主な取組】

① 家庭教育の支援拡充

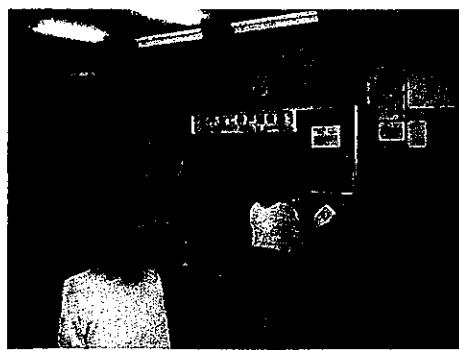
- ・子育て井戸端会議、いみず親学びスクールなど家庭教育に関する学習機会や相談機会の充実を図ります。
- ・あつたか家族応援プロジェクトの実施により、あつたか家族の普及・啓発に取り組みます。
- ・家庭教育アドバイザー^{※23}の支援・育成を図ります。
- ・P T A活動への支援の充実を図ります。

② 食育教育の推進

- ・学校栄養教諭等による家庭での食習慣の指導を推進します。
- ・食品の安全性に対する啓発チラシ等を作成し、家庭へ配布します。

参考指標

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標
			令和 6 年度 (2024 年度)
家庭教育に関する講座 ・学習会の参加者数	次の 3 事業の参加者数 ・子育て井戸端会議 ・いみず親学びスクール ・家庭教育アドバイザー スキルアップ研修会	994 人 (平成 30 年度)	1,100 人
親を学び伝える学習 プログラムの参加率	小中学校の合計参加者率	65.4% (平成 30 年度)	70.0%



*子育て井戸端会議で意見交換

^{※23}家庭教育アドバイザー：家庭教育に関わる相談やアドバイスを行うために、専門の養成講座を修了された方

(11) 地域における教育の充実

【現況と課題】

- ・子どもたちが同世代の友達や地域の大人とふれあう機会が減少し、社会規範の順守や地域社会とのつながりを学ぶことが出来なくなっています。
- ・各地域では子ども見守り隊や交通安全活動など、活発に活動している団体もありますが、地域住民全体がこれまで以上に地域の子どもたちを守り育てるという意識の醸成が必要です。
- ・未来を担う子どもたちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し社会総掛かりで教育を行うことが必要です。

【施策の方向】

- ・地域振興会、地元企業、PTA、子どもの健全育成支援団体などの地域社会全体が教育機能としての役割を果たすとともに、地域全体で子どもを育てるという観点から、地域の自然や教育文化施設、郷土の伝統芸能等を活用した体験学習や交流を促進します。
- ・幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子どもたちの成長を支え、地域を創設する地域学校協働活動^{※24}を推進します。また、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

【主な取組】

① 地域ネットワークの活用

- ・子どもの安全・安心な居場所を確保するため、余裕教室を活用した放課後児童クラブ運営事業の充実を図ります。
- ・地域の人材や自然、教育文化施設を活用した放課後子ども教室・土曜学習推進事業の推進を図ります。
- ・地域振興会のネットワークを活用するとともに、PTAや子どもの健全育成支援団体などの社会教育団体と行政が連携した体制の充実を図ります。
- ・地域住民等と学校との連携協力体制を整備し、地域学校協働活動の推進を図ります。
- ・地域の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ14歳の挑戦」事業の推進を図ります。

② 青少年の健全育成の推進

- ・ボーイスカウトやガールスカウト等の青少年団体の支援・育成を図ります。
- ・地域振興会を中心とした健全育成活動の充実を図ります。
- ・少年育成センターを拠点とした非行防止活動及び有害環境浄化活動の推進を図ります。
- ・青少年の健全育成に関する市民の意識啓発の推進を図ります。

^{※24} 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

参考指標

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標
			令和 6 年度 (2024 年度)
放課後児童クラブの開設クラブ数	放課後児童クラブを開設運営するクラブ数	21 クラブ (平成 30 年度)	24 クラブ
放課後子ども教室等参加率	放課後子ども教室及び土曜学習推進事業に参加する子どもの割合	18.1% (平成 30 年度)	20.0%



* 放課後子ども教室

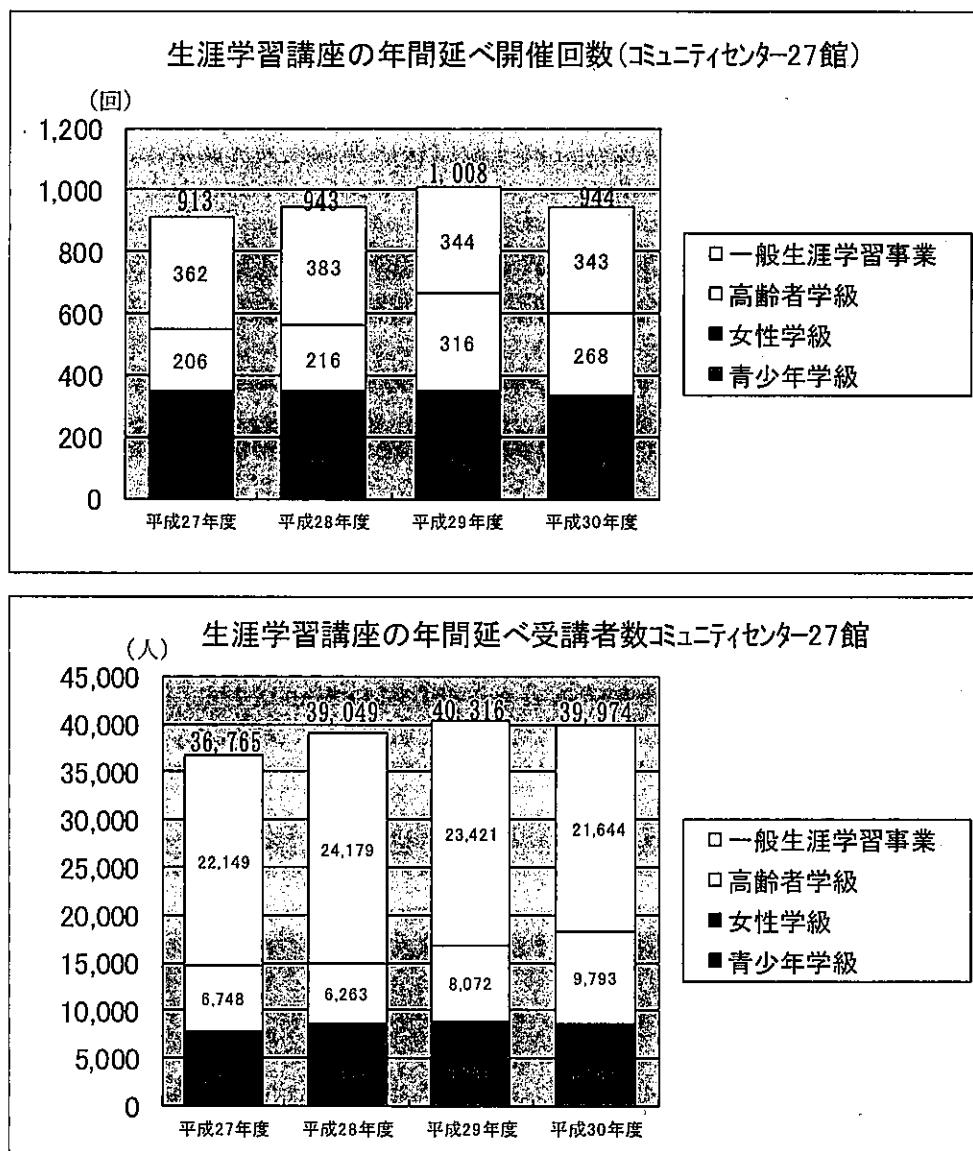
(12) 生涯学習推進体制の充実

【現況と課題】

・教育委員会では、生涯学習活動事業を各地域振興会に委託しており、それに基づき創意工夫を凝らした学習活動が展開されています。

・近年、市民の学習ニーズが多様化・高度化しているとともに民間等による学習機会の提供が増加しています。そのため、各地域のコミュニティセンターでは多様なニーズに応えるために学習内容の工夫や生涯学習活動の開催回数などを増加させていますが、受講者数においては横ばいとなっています。

□事業・学級関係（27地区コミュニティセンター※25のみ）



【施策の方向】

・地域資源を生かした魅力ある学習機会の提供や学習成果の発表の場の提供等、若者だけでなく高齢者も生きがいを持って心豊かに過ごすことができる多彩で自主的な生涯

※25 コミュニティセンター：公民館における従来までの生涯学習施設としての機能だけでなく、地域づくり活動、地域住民の交流活動を行うための場として設置されている施設

学習活動の支援体制を推進します。

・新湊中央文化会館及び小杉文化ホールは、生涯学習フェスティバル等の生涯学習活動を発表する場となっています。また、一流の芸術文化に接することにより、生涯学習活動の励みにつながることから、芸術文化の向上及び生涯学習推進の場として施設の有効活用を図ります。

【主な取組】

① 地域の学習活動の促進

- ・地域の特色に応じた生涯学習の促進、活動支援の推進を図ります。
- ・多彩な学習ニーズに対応した学習機会の提供を図ります。
- ・社会教育団体や学習グループの支援・育成を図ります。
- ・芸術文化及び教養・趣味活動への支援を図ります。
- ・生涯学習の普及・奨励等に関する広報活動の充実を図ります。

② 地域の学習を充実させる人材の育成

- ・生涯学習推進委員の研修機会の充実を図ります。
- ・指導者ボランティア等の確保や養成研修機会の拡充を図ります。
- ・地域人材の発掘・確保を図ります。

③ 地域間の交流の推進

- ・生涯学習推進協議会の充実強化を図ります。
- ・富山県公民館連合会との連携強化を図ります。
- ・生涯学習フェスティバル等、発表の場の提供を図ります。

④ 学習体制の連携推進

- ・市民協働の視点に立った生涯学習の推進を図ります。
- ・地域振興会や社会教育団体等との連携強化を図ります。
- ・コミュニティセンター等で活動している団体・グループの横断的な連携の推進を図ります。
- ・学校・大学等の教育関係機関や企業との連携強化を図ります。

参考指標

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標
			令和6年度 (2024年度)
生涯学習講座の年間延べ受講者数(コミュニティセンター27館)	コミュニティセンター27館で実施した生涯学習事業の合計延べ利用者数	39,974人 (平成30年度)	43,000人
生涯学習講座の年間延べ開催回数(コミュニティセンター27館)	コミュニティセンター27館で実施した生涯学習事業の合計開催回数	944回 (平成30年度)	1,000回

(13) 生涯学習関連施設の充実

【現況と課題】

- ・主として各コミュニティセンター27館が活用されています。
- ・多様で高度な市民の学習ニーズに的確に対応するため、十分な学習情報の提供や主体的な学習活動を促進するとともに、学習を支える生涯学習関連施設の再編・多機能化を推進し、また、既存施設の有効活用などにより、利便性の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

- ・地域の生涯学習の拠点施設であるコミュニティセンター等、生涯学習関連施設の充実を図ります。

【主な取組】

① コミュニティセンターの利用促進

- ・「生涯学習の場」、「地域づくりの場」、「市民交流の場」であるコミュニティセンターとして、より効果的・効率的な運営と利用の促進を図ります。
- ・施設が持つ情報、人材等の学習資源を相互に活用できる施設間のネットワークづくりの推進を図ります。

② 図書館機能の充実

- ・地域の実情に即した施設整備を行います。
- ・市民ニーズに沿った情報提供機能の拡充を図ります。
- ・読書活動の推進や図書館ボランティアの支援・育成を図ります。



*ふるさと学習講座

参考指標

指標名	説明	現況 (基準年度)	目 標
			令和6年度 (2024 年度)
市民1人当たりの図書貸出冊数(5館)	1年間に市民1人当たりが借りた図書冊数	5.3 冊 (平成 30 年度)	6.3 冊

(14) 文化財の保存と活用

【現況と課題】

- ・本市には、豊かな歴史の中で育まれ、守り、受け継がれてきた多くの伝統行事や有形・無形の文化財があります。これら貴重な市民的財産を、市民の文化的向上のため活用するとともに、次世代への継承のため保存する必要があります。
- ・新湊博物館では、重要文化財石黒信由関係資料及び人間国宝石黒宗麿の陶芸作品をはじめ地域ゆかりの歴史資料や美術資料を収集し、その調査研究を進めています。その成果は企画展等を通じて速やかに市民に公開するとともに、収集した資料は恒久保存する必要があります。

射水市の文化財指定状況

H31.3.31 現在（件）

区別	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物			7		7
	絵画		2	4		6
	彫刻		5	27		32
	工芸品		2	7		9
	書跡・典籍・古文書			18		18
	歴史資料	1	1	1		3
民俗文化財	有形民俗文化財			11		11
	無形民俗文化財	1	5	5		11
記念物	史跡	2	4	20		26
	名勝			3		3
	天然記念物		5	5		10
登録有形文化財	建造物				9	9
合 計		4	24	108	9	145

【施策の方向】

- ・歴史的建造物、伝統行事、埋蔵文化財、郷土ゆかりの美術資料等の各種文化財の調査・研究・保存を図るとともに文化財の公開、市内外への情報発信などによる文化財の積極的な活用を推進します。
- ・新湊博物館等による地域の歴史資料や美術資料等の展示等による文化財の活用により、市民の郷土への愛着と誇りを育む環境づくりを推進します。
- ・文化財の情報を様々な媒体によって市内外に広く発信するほか、文化財に関する学習活動を通じて市民の文化財保護意識の醸成に努めます。

【主な取組】

① 文化財の保存

- ・各種文化財の調査・研究による上位の文化財指定を目指すとともに、適切な保存継承を図ります。

② 文化財の活用

- ・文化財及び地域ゆかりの歴史・美術資料を中心に、工夫を凝らした展示に取り組みます。

③ 文化財の普及

- ・文化財のデジタル化資料をホームページ等に公開するとともに、文化財の刊行物を発行します。
- ・展示に関する講演会や機会を捉えた体験学習会等の開催を図ります。

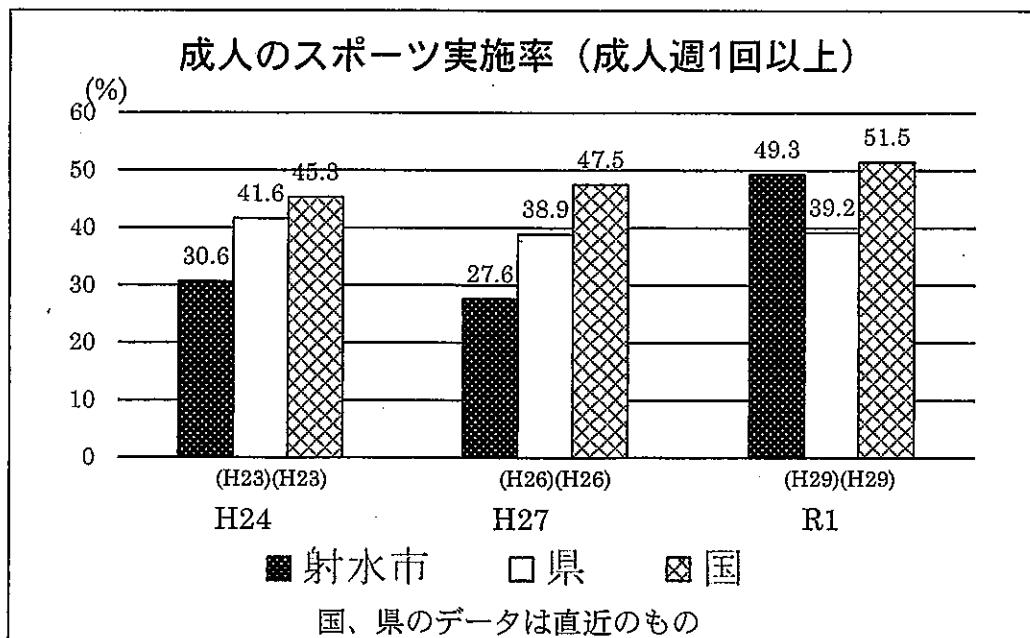
参考指標

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標
			令和 6 年度 (2024年度)
指定文化財及び登録有形文化財の件数	国・県・市のいづれかの指定に該当した文化財数と国の登録文化財として原簿登録した文化財数の合計	145件 (平成 30 年度)	146件
新湊博物館入館者数	年間入館者数	7,237 人 (平成 30 年度)	8,500 人

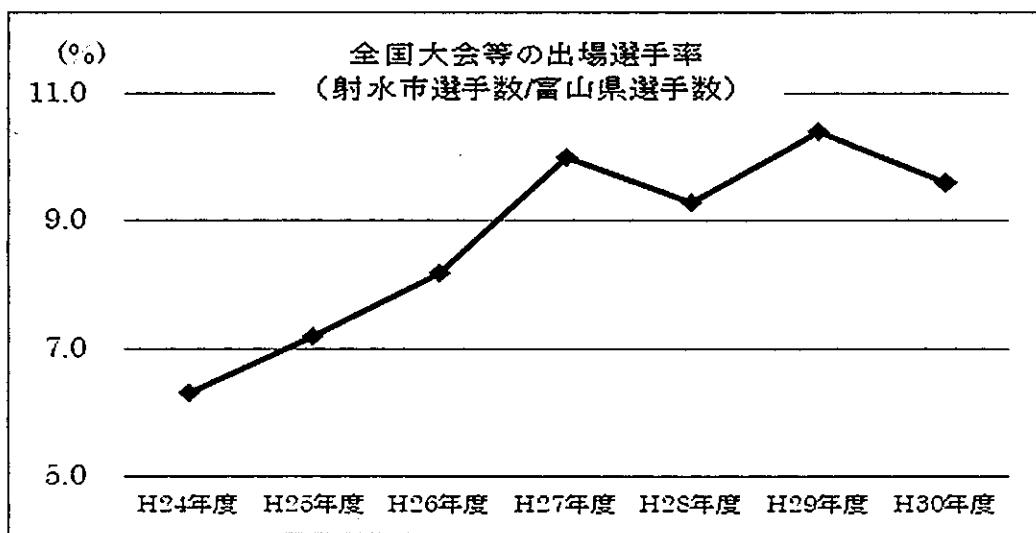
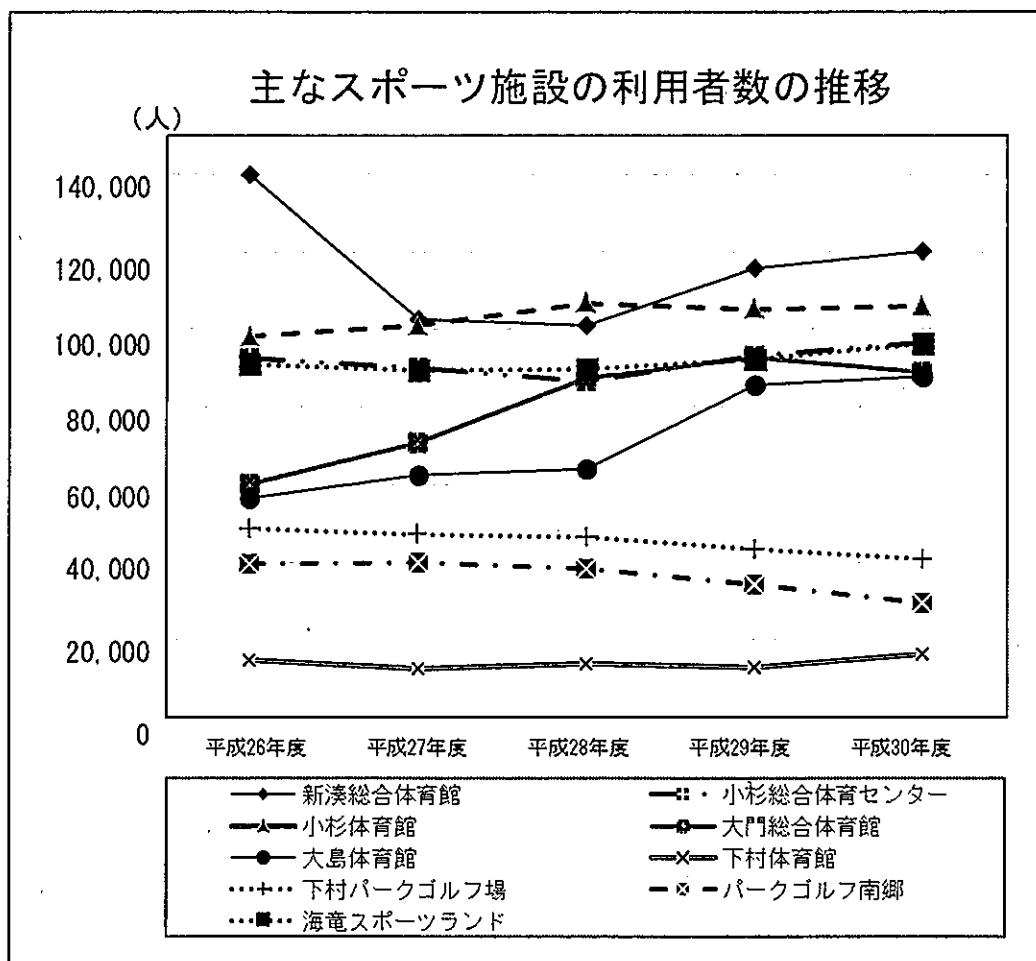
(15) スポーツ・レクリエーション活動の推進

【現況と課題】

- ・本市における成人の週1回以上のスポーツ実施率は49.3%（R1）であり、県の39.2%（H29）は上回っていますが、国の51.5%（H29）を下回るとともに、目標値である65%にはまだ隔たりがあり、スポーツに親しむことのできる環境の整備・充実が今後も一層必要となります。
- ・射水スポーツデーの開催など、市体育協会や総合型地域スポーツクラブ※26、市スポーツ推進委員協議会、市内実業団チーム等の市内スポーツ関係団体が連携した取組が進められています。今後も一層各段団体が連携・協働し、市民の「する、みる、支える」スポーツ参加の機会づくりを推進する必要があります。
- ・スポーツの主な活動場所として、合併前の5市町村で整備された主要体育館を有効活用していますが、高齢化や障がい者等の利便性向上に配慮した設備の整備や施設の老朽化等の問題に対応するため、統廃合を視野に入れた施設の整備を進めていく必要があります。
- ・選手強化育成補助事業や全国大会出場者等への激励金交付等の強化策の継続により、国民体育大会や全国高校総体への出場率は高まっています。
- ・児童・生徒においては運動頻度や運動能力において2極化の傾向があり、特に持久走や50m走等の走力に課題があります。また、スポーツ少年団の加入率は年々右肩下がりとなっており、運動に積極的に取り組む子どもが減っています。幼児期から適切な運動経験ができる場を整えたり、専門的指導員による運動・スポーツ指導の機会の充実を図り、運動好きでたくましい子どもの育成に努める必要があります。
- ・近年、マラソン大会等スポーツイベントや大会等が多く開催されており、市体育協会加盟の団体や、市スポーツ推進委員等が運営を支えている現状です。一般市民や学生を対象としたボランティアの養成や活用方法等、環境づくりに努める必要があります。



*26 総合型地域スポーツクラブ：住民が身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、世代を超えて、様々なスポーツにそれぞれの志向・レベルに合わせて参加することができ、地域住民が主体となり運営している。



【施策の方向】

- ・スポーツに親しむことができる環境の整備と充実を図ります。
- ・たくましい子どもの育成と学校体育・スポーツの充実を図ります。
- ・全国や世界の檜舞台で活躍できる選手の育成と強化を図ります。
- ・スポーツを支える人材の育成と活用を図ります。

【主な取組】

① スポーツ参加の機会づくり

- ・総合型地域スポーツクラブを始め、住民、スポーツ関係団体、企業、大学、行政等が連携した特色あるスポーツ環境づくりを推進します。
- ・市民が主体的にスポーツ活動に親しむことができるよう、イベントやスポーツ教室等への参加の機会の充実を図ります。
- ・障がい者スポーツのすそ野の拡大に向け、関係団体と連携した機会の提供や「障がい者スポーツ指導員」の養成等、障がいのある人がスポーツに参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・スポーツを観戦することはスポーツ活動へのきっかけづくりとなることからスポーツ関係団体等と連携し、積極的な情報提供を図ります。

② トップアスリートの育成強化

- ・一貫した指導体制の充実や選手等のサポート体制の充実を図ります。
- ・全国の舞台で活躍できるよう、メディカル、フィジカル、メンタル、栄養管理等の支援の充実を図ります。
- ・トップアスリートとふれあえる大会の誘致・開催支援に取り組みます。

③ スポーツを支える人材育成

- ・地域スポーツの推進役として、質の高い指導者への育成と支援を図ります。
- ・スポーツイベントや総合型地域スポーツクラブの運営を支える人材の育成を図ります。

参考指標

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標
			令和5年度 (2024年度)
総合型地域スポーツクラブ会員加入率	クラブ入会者数／射水市人口	4.5% (平成30年度)	5%
成人のスポーツ実施率	週1回以上スポーツを実施する成人の割合	49.5% (平成31年)	65%
全国大会等の出場選手率 (国体、全国障害者大会、高校総体)	射水市選手数／富山県選手数	6.3% (平成30年度)	9%
スポーツ指導者数	(公財)日本体育協会に登録している公認スポーツ指導者数	124人 (平成30年度)	150人

(平成24年度)は基準値、(平成30年度)は射水市スポーツ推進計画の現況、(令和5年度)は目標値
※参考指標については、令和元年5月に策定した「射水市スポーツ推進計画(後期計画)」から数値
を引用していることから、目標数値は令和5年度とした。

(16) スポーツ・レクリエーション施設の整備

【現況と課題】

- ・合併前の5市町村で整備したスポーツ施設は、平成6年の高校総体や平成12年の2000年とやま国体に合わせて整備・改修され、現在のスポーツ活動の拠点となっており、年間を通じて多くの市民や競技関係者が、健康の維持増進並びに全国大会を始めとする各種大会を開催する等、幅広く活用しています。
- ・これらの施設については、計画的に修繕を実施する等、維持管理に努めていますが、経年劣化に伴う突発的な修繕が頻発するなど、対応に苦慮している状況です。
- ・平成28年9月に策定された射水市公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って計画的に施設の総量削減に取り組むため、令和2年度末までに射水市公共施設個別施設計画を策定し、施設の再編及び保全・長寿命化（建替・大規模改修）などの必要な対策について、施設ごとに講じる措置の内容や実施時期を明らかにします。
- ・スポーツを通じた地域の活性化を図るために、スポーツ合宿の誘致が有効であると考えますが、多くの人々を引き寄せる核となるスポーツ施設がないことが課題となっています。

【施策の方向】

- ・既存施設の有効活用及び地域の実情に即した施設整備、障がい者にも配慮した施設整備を推進します。
- ・県西部地区唯一の人工芝グラウンドを備えた（仮称）射水市フットボールセンターを整備し、スポーツ合宿の誘致や県西部におけるフットボール競技の振興並びに市民がスポーツに親しむことができる環境の充実に努めます。

【主な取組】

① スポーツ施設の機能充実

- ・施設の安全な利活用のための整備を推進します。
- ・既存のスポーツ施設を中心とした機能強化を図ります。
- ・（仮称）射水市フットボールセンターの整備を推進します。



* ヨット競技（強化練習会）

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の実効性の確保

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、毎年、教育の事務の点検及び評価を行い、報告書を作成しています。これまでには、射水市総合計画に沿って教育分野の施策を点検・評価の対象としてきました。今後は、本計画の基本施策で掲げた主な事業等について、同法に基づく有識者の知見の活用を図りながら、その取組状況と、達成状況を点検・評価するものとします。

2 計画の周知と各種情報の収集・発信

計画に掲げた基本理念や基本目標などが教育関係者や保護者をはじめ市民に幅広く理解されるよう、概要版の作成、広報紙及びホームページなどを活用して、内容の周知を図ります。

また、各種施策・事業の実施に当たり、市民や関係機関・各種団体との協働による取組が必要であるため、教育に関する施策について、情報の収集・発信を図り、ニーズの把握・反映に努めます。

3 市長等関係部局との連携

近年の教育行政においては、福祉や環境、地域振興などの一般行政との密接な連携が一層必要となっていることから、本計画における施策を総合的に推進していくため、府内における関係部局の緊密な連携を図ります。

また、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整し、教育政策の方向性を共有することで、より効果的で厚みのある施策展開を図るとともに、総合教育会議を活用した教育委員会の活性化に努めます。



*学校訪問で校長と意見交換



*教育現場（授業）の視察

射水市教育振興基本計画策定懇話会委員（平成26年度）

1	射水青年会議所理事長	越後嘉一
2	射水市学校保健会会长(医師)	木田和典
3	射水市PTA連絡協議会副会長(小学校)	島田雅康
4	射水市生涯学習推進協議会会長	谷岡輝男
5	射水市大門わかば幼稚園長	中田律子
6	富山高等専門学校副校長	成瀬喜則
7	射水市PTA連絡協議会会长(中学校)	松本吉晴
8	射水市小学校長会副会長	宮崎玉喜
9	射水市社会教育委員長	村田郁雄
10	射水市中学校長会会長	山崎一佳

(五十音順)

射水市の教育に関する事務の点検・評価に係る学識経験者（令和元年度）

1	前射水市固定資産評価審査委員会委員長	木村正明
2	元北日本新聞社取締役編集局長	棚田淳一
3	富山大学大学院教職実践開発研究科教授	成瀬喜則

(五十音順)

※ 教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、毎年、「射水市教育振興基本計画」に位置づけた教育施策の主な取組や事業を点検評価の対象として、同法に基づく学識経験者の知見を活用し、点検及び評価を行っています。

また、今年度は、学識経験者の知見を活用し、射水市教育振興基本計画（後期）を策定しました。

射水市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

平成26年4月24日
教育委員会告示第1号

(目的及び設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する計画（以下「射水市教育振興基本計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討し、幅広く意見を反映させるため、射水市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について検討する。

- (1) 射水市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他懇話会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、学校教育関係者、各種団体の代表等のうちから教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。
3 会長は、懇話会を進行する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育委員会が招集する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、射水市教育振興基本計画の策定の日までとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、射水市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成26年4月24日教委告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年8月28日教委告示第4号）

この告示は、公表の日から施行する。

射水教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成 20 年 10 月 28 日
教育委員会告示第 2 号

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 27 条の規定に基づき、射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の点検・評価（以下「点検・評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 点検・評価は、毎年度、その前年度における教育委員会の運営状況及び事務事業の執行状況について行うものとする。

2 点検・評価を行うに当たっては、法第 27 条第 2 項に定める学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見の活用を図るものとする。

(学識経験者)

第3条 学識経験者は、射水市の教育に関して学識経験を有する者のうちから 3 人を教育委員会が委嘱する。

2 学識経験者の任期は 2 年とする。ただし、補欠の学識経験者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識経験者は再任されることができる。

(報告書の作成等)

第4条 教育委員会は、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、射水市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(庶務)

第5条 点検・評価の実施に関する庶務は、教育総務課において行うものとする。

附 則（平成 20 年 10 月 28 日教委告示第 2 号）

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この要綱の実施後最初に委嘱される学識経験者の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 25 年 4 月 25 日教委会告示第 8 号）

この告示は、公表の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

射水市教育振興基本計画策定の経過

平成26年	
6月26日	<p>第1回射水市教育振興基本計画策定懇話会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県の教育振興基本計画の概要説明 ・射水市総合計画の概要説明 ・射水市教育振興基本計画の体系について ・本市教育に関する現況と課題について
8月26日	<p>第2回射水市教育振興基本計画策定懇話会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基本計画に係る基本理念及び基本目標について ・射水市教育振興基本計画案について
10月23日	<p>第3回射水市教育振興基本計画策定懇話会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・射水市教育振興基本計画素案について
11月27日	教育委員会11月定例会へ素案報告
12月	市議会12月定例会へ素案報告
12月17日	パブリックコメント
平成27年 ～1月16日	
平成27年 2月12日	第4回射水市教育振興基本計画策定懇話会
2月26日	教育委員会2月定例会で報告・決定
3月	3月市議会定例会で報告
平成29年 7月27日	<p>教育委員会7月定例会で射水市教育振興基本計画の一部改訂について承認</p> <p>(行政組織改編により芸術・文化（文化財の保護に関する事務を除く。）関係事務を教育委員会から市長部局に移管したことにより、本計画の一部を改訂するもの。)</p>
令和2年 1月23日	教育委員会1月定例会で射水市教育振興基本計画（後期）素案について協議

1月 30 日 ～2月 17 日	パブリックコメント
2月 5 日	射水市の教育に関する事務の点検・評価に係る学識経験者から意見を聴いた。
2月 19 日	教育委員会2月定例会で射水市教育振興基本計画（後期）について、協議・決定

いじめをなくす射水市民五か条

射水市民としての誇りを胸に
自分を常に正しく律しながら、
品格ある生き方を目指します。

一 自分を大切にします

ひとつも大切にします

一 正しいと思つたことは
勇気をもつて行動します

一 まちがいは素直に認め
すぐさま正します

一 卑きようなことはしません
許しません

一 互いに助け合い
励まし合います

射 水 市
射水市議会

射水市教育振興基本計画（後期）

発行 令和2年月

射水市教育委員会

〒939-0294 射水市新開発410番地1

Tel 0766-51-6635

Fax 0766-51-6662

射水市教育振興基本計画（後期）に係る主な意見等に関する回答及び修正箇所

頁	意見（修正前）	回答（修正後）
	日本語指導が必要な児童生徒数は、県内市町村の中でも多く、人数も増えている状況にあることから、外国人相談員のことを記載してはどうか。	<p>【12 頁】「(2)心身ともに健やかな子どもの育成」の中に、次とおり追記します。</p> <p>【現状と課題】12 頁、上から 6 行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の小中学校に在籍する外国人児童生徒は 190 名（令和元年 5 月 1 日現在）で、全在籍児童生徒数の 2.6% となっています。出入国管理法の改正により今後の増加が予想され、学校生活を送る上で、児童生徒及び保護者に対するサポートが必要となります。 <p>【施策の方向】15 頁、上から 8 行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談員の配置や言語翻訳機器を導入し、児童生徒の学習や保護者と学校との意思疎通について、支援を図ります。 <p>【主な取組】16 頁、⑤として「外国人児童生徒及び保護者への対応」を追記し、⑤生活習慣病の予防を⑥に変更し、以降同様に番号を順送りします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語による学習や学校生活への対応が困難な外国人児童生徒が在籍する学校に外国人相談員を配置し、その支援を図ります。 ・言語翻訳機器等の導入・活用により、外国人児童生徒及びその保護者との意思疎通の向上を図ります。
11 頁 12 頁 29 頁	カリキュラムマネージメント、 Q U 調査、 地域学校協働活動について、注釈を付けてはどうか。	<p>次とおり用語説明を追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムマネージメント：各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それ

		<p>を実施、評価し改善していくこと。教科横断的な視点、P D C A サイクルの確立、人的・物的資源の効果的な組み合わせと活用等が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級診断尺度調査（Q-U 調査）：学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感、及び学級集団の状態を質問紙によって測定する調査 ・地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、P T A、N P O、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
14、15 頁 表	<p>いじめや不登校等の表の注釈を付けてはどうか。 表の下や表の数値の横に注釈番号を付け、欄外にその理由を記載する等の方法も含めて検討してはどうか。</p>	<p>次とおり表中の平成 30 年度件数に、注釈を追加します。</p> <p>【いじめ問題行動等の件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校では、軽微ないじめであっても見逃さず、認知したものに対して適切に対応することを重視している。 <p>【不登校件数の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不登校」：平成 30 年度調査で集計区分に変更があり、「不登校とその他の要因の複合による長期欠席」を「その他」とせず、「不登校」あるいは「その他の要因」のいずれかで区分していることから、「不登校」の計上人数は増加している。 <p>【暴力行為の発生件数の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「暴力行為」：「いじめ」と同様、各学校では、重大事態に発展する可能性と説明責任を念頭に、軽微な行為であっても見逃さずに適切に対応することを重視している。

19頁 【施策の方向】	前期計画で記述されていた「書物から学ぶ「ふるさと」だけでなく、見たり、聞いたり、体験したりして学ぶ「ふるさと」教育を推進します。」が削除されたが、残してはどうか。	・削除を取消し、元に戻します。
24頁 【参考指標】	【指標名】マイスター教員の任命 【説明】毎年マイスター教員に任命される教員数 【現況】小学校12名、中学校9名 【目標】30名	次のとおり修正します。 【指標名】マイスター教員の任命 【説明】 <u>マイスター教員を経験した教員数</u> 【現況】 <u>59名（小学校33名、中学校26名）</u> 【目標】 <u>70名（小学校39名、中学校31名）</u> ※毎年21名（小12名、中9名）程度を任命
28頁	あったか家族のことを記述してはどうか。	【主な取組】①家庭教育の支援拡充の3行目に追記します。 ・あったか家族応援プロジェクトの実施により、あったか家族の普及・啓発に取り組みます。
28頁 参考指標	就学時健診時に実施している井戸端会議は、参加率に含めても良いのではないか。家庭教育に関する講座の中に、親学びスクールと重複している場合もあると思うので、重複している事業の取り扱いについて検討してほしい。	子育て井戸端会議については、参加率に含まれています。また、家庭教育に関する講座については、平成30年度から家庭教育支援講座が親学びスクールに変更したもので事業の重複はありません。
28頁 参考指標	家庭教育に関する講座・学習会の参加者数 説明の2番目 ・家庭教育支援講座	(変更) ・ <u>いみず親学びスクール</u> に修正します。
29頁 【主な取組】	【主な取組】 ①地域ネットワークの活用	【主な取組】①地域ネットワークの活用 (1段落目を追加) ・子どもの安全・安心な居場所を確保するため、余裕教室を活用した放課後児童クラブ運営事業の充実を図ります。

30 頁 参考指標		(表上段追加) 指標名：放課後児童クラブの開設クラブ数 説明：放課後児童クラブを開設運営するクラブ数 現況(基準年度)：21 クラブ(平成 30 年度) 目標：24 クラブ
32 頁 参考指標	生涯学習講座の年間延べ開催回数 (コミュニティセンター27 館) 目標：950 回	(変更) 目標：1,000 回
34,35 頁	文化財の保存と活用について、今後、文化財保存活用大綱が策定されると聞いたが、このことは記載しなくてよいのか。	文化財保存活用大綱は都道府県が策定するものであり、富山県は令和 2 年度中に策定する予定とされています。市町村は大綱を勘案し、文化財保存活用地域計画を作成することができます。作成については、今後、県の大綱及び県内市町村の動向等も踏まえて検討するものであり、本計画には記載しておりません。
39 頁	(16) スポーツ・レクリエーション施設の整備 【現状と課題】 (2 行目) ・これらの施設は、耐震化の対応や経年劣化に伴う突発的な修繕が発生する等、計画的な修繕等の維持管理が困難な状況です。	(16) スポーツ・レクリエーション施設の整備 【現状と課題】(上から 5 行目を修正) ・これらの施設については、 <u>計画的に修繕を実施する等、維持管理に努めていますが、経年劣化に伴う突発的な修繕が頻発するなど、対応に苦慮している</u> 状況です。 (7 行目に追加) ・平成 28 年 9 月に策定された射水市公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って計画的に施設の総量削減に取り組むため、令和 2 年度末までに射水市公共施設個別施設計画を策定し、施設の再編及び保全・長寿命化（建替・大規模改修）などの必要な対策について、施設ごとに講じる措置の内容や実施時期を明らかにします。 ・スポーツを通した地域の活性化を図るために、スポーツ合宿の誘致が有効であると考えますが、多くの人々を引き寄せる核となるスポーツ施設がないことが課題となっています。

	<p>【施策の方向】</p>	<p>【施策の方向】 (2段落目を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県西部地区唯一の人工芝グラウンドを備えた（仮称）射水市フットボールセンターを整備し、スポーツ合宿の誘致や県西部におけるフットボール競技の振興並びに市民がスポーツに親しむことができる環境の充実に努めます。
	<p>【主な取組】</p>	<p>【主な取組】 ①スポーツ施設の機能充実 3段目を追加 ・（仮称）射水市フットボールセンターの整備を推進します。</p>

射水市教育振興基本計画（後期）に係る学識経験者からの主な意見等を踏まえた修正

頁	主な意見等	修正等
	表紙のタイトルの下に、計画期間を標記してはどうか。	(後期)の次に、【令和2年度～令和6年度】を追記します。
1	計画策定の趣旨について、主に学校教育のことが記述されているが、生涯学習や社会教育などのことが触れられていないので、このことも記述してはどうか。	教育基本法に基づき、国の計画を参照しながら本市の計画を策定していることを記述していることから、修正を加えないこととします。
3	概況の本文中に、教育を取り巻く環境のことを触れてはどうか。例えば、「中山間地や農村、都市部、港があり、各地区に歴史と文化を持った地域でできている。」ことなどを記述すれば教育に関する概況に結び付くと思う。	5年後の計画策定時には、本市の概況の必要性や内容について、検討します。
3	本市教育を取り巻く動向中、(1)人口減少・少子高齢化の進展の本文が、他の文章とは異なり現状で終わっているので、人口が減少することで教育にこのような影響が考えられますという記述はできるのか。	次のとおり追記します。 このように児童生徒数の減少が見込まれる中、子ども同士の交流機会の減少や過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。 のことから、多様な考えに触れたり、様々な体験を経験する機会を積極的に設けることなどを通じて、子どもの生命力・意欲の育成を図っていく必要があります。
9	基本的施策の17項目は、16項目ではないか。	16項目に修正します。

頁	主な意見等	修正等
12	(2)心身ともに健やかな子どもの育成について いじめに加えて児童虐待への対応にも言及してはどうか。 虐待は家庭内の問題であるが、兆候を見つけて関係機関と連携 するのは教育現場の重要な役割だと思う。	現在策定中（令和2年3月策定予定）の市の「第二期子ども・子 育て支援事業計画」を踏まえ、次のとおり追加します。（15頁【主 な取組】の①いじめ防止対策に追加。） ・子どもに対する虐待や暴力等を撲滅するというSDGsの視点も 踏まえ、市関係課、児童相談所等の関係機関と連携を図り、虐待の 予防や早期対応に努めます。
19	(4)郷土愛を育む教育の推進【上から7行目】 射水市子ども議会体験プログラムの目的は「ふるさと教育」だ けでしょうか。主権者教育を通して、18才選挙権も意識したプ ログラムとして位置づけてはどうか。	【現状と課題】中、上から5行目を次のとおり修正します。 ・ <u>議会の仕組みや役割を学び、ふるさと射水の市政に興味・関心</u> <u>をもってもらうことを目的に、「射水市子ども議会体験プログラム」</u> を実施しています。
22	(6)グローバル人材育成のための基盤づくり【上から3行目】 「小学校に英語専科教員…を配置し」とありますが、全小学校 でしょうか？それとも小学校の一部でしょうか。ALTは全小中 学校に配置とあります。	市内の15小学校の内、全ての外国語活動の時間を担当する専科 教員が配置されている学校は6校となっています。 なお、専科教員配置されていない小学校では、中・高の英語免許 取得者や担任がその活動を行っています
22	下から6行目】 GIGAスクール構想の実現として、デジタル教科書・教材など のデジタルコンテンツに関する記述は難しいでしょうか。	計画本文においては、GIGAスクールの基本的な考え方について 記述することとし、今後、GIGAスクール構想の実現に向けた施策 を推進しながら、各年度の点検・評価報告書において、具体的な取 組や成果として記述したいと考えています。
23	【主な取組】②情報モラルの浸透について、情報化社会の中で 積極的に使うこと意識した教育のことを追記してはどうか。	次のとおり修正及び追記をします。 ・ <u>適切なインターネット利用について、家庭や関係機関と連携し</u> <u>ながら普及・啓発を図ります。</u> ・インターネット社会において、機器を適切に利用し、もたらさ れる情報を選択・活用できるよう情報活用能力の向上を図ります。

頁	主な意見等	修正等
29	【主な取組】①地域ネットワークの活用で、追記された文章について、具体的なもの付け加えた記述をしてはどうか。	<p>地域学校協働活動についての注釈の中で、次のとおり具体的な内容を記述します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全・安心な居場所を確保するため、余裕教室を活用した放課後児童クラブ運営事業の充実を図ります。
31	(12)生涯学習推進体制の充実について 市立博物館は文化財にからめて言及されているが、2つの文化ホールがまったくでてこないのはどうしてか。	<p>2つの文化ホールについては、生涯学習フェスティバル等の生涯学習活動を発表する場となっています。また、一流の芸術文化に接することにより活動の励みにつながるものと考えられることから、ご指摘を踏まえ、芸術文化の向上及び生涯学習推進の場として位置付けられるよう表記を検討いたします。</p> <p>32頁【施策の方向】に次のとおり追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新湊中央文化会館及び小杉文化ホールは、生涯学習フェスティバル等の生涯学習活動を発表する場となっています。また、一流の芸術文化に接することにより、生涯学習活動の励みにつながることから、芸術文化の向上及び生涯学習推進の場として施設の有効活用を図ります。
36	【現状と課題】の下から2段目と3段目の黒ポツの内容は、同じではないか。	<p>下の内容を次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒においては運動頻度や運動能力において2極化の傾向があり、特に持久走や50m走等の走力に課題があります。また、スポーツ少年団の加入率は年々右肩下がりとなっており、運動に積極的に取り組む子どもが減っています。幼児期から適切な運動経験ができる場を整えたり、専門的指導員による運動・スポーツ指導の機会の充実を図り、運動好きでたくましい子どもの育成に努める必要があります。

頁	主な意見等	修正等
38		参考指標については、令和元年5月に策定した「射水市スポーツ推進計画（後期計画）」から数値を引用していることから、目標数値は令和5年度としたことが分かるように注釈を付けます。

「射水市教育振興基本計画（後期）」への意見募集（パブリックコメント）の
結果について

1 意見募集の概要

（1）意見募集期間

令和2年1月30日（金）～令和2年1月17日（月）まで

（2）閲覧場所

- ・学校教育課、各図書館
- ・本市ホームページ

（3）意見提出方法

持参、郵送、電子メール、ファクシミリ

（4）意見提出先

学校教育課

2 意見募集の結果

（1）意見等の提出者数 1名

（2）意見数 4件

3 ご意見の概要及び本市の考え方

別紙のとおり

第1章

番号	頁	ご意見の概要	本市の考え方
1	1	体系図中の（国）第3期教育振興基本計及び（県）新富山県教育振興基本と標記されている。	国及び県の計画の名称が途中で切れて印刷されていました。正しく標記するようにします。

第4章

番号	頁	ご意見の概要	本市の考え方
2	8	基本理念、基本目標及び基本的施策は、統計図法に基づいてまとめれば、事象を統計的に論理展開しやすく、市民への説得性が上がると思う。	通常、基本目標の下にそれぞれの基本的施策を大別してありますが、本計画の場合は、関連性が強いということで、大別せずに全体で16の基本的施策を設けていることから、施策の体系を変更しないこととします。
3	10	新学習指導要領の改訂は、どのようなものか市民に理解し易いように補足説明する。また、文部科学省は立体的、対話的で深い学びを期待し、小学校における英語教育やプログラミング教育の導入を推進している。市の目指すべき教育と現実には大きなギャップがあり、目前の問題への対処は大事であるが後から追い立てるような教育施策には疑問を感じている。	新学習指導要領の改訂の概要については、9頁の【現況と課題】で記述しています。 新学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて教育活動の質的向上を目指すとともに、教育環境の整備や授業改善、研修機会の充実等を図っていきたいと考えています。
4	19	環境教育は、受身の学びから脱却し、環境に関心を持ち、環境に人間の責任と役割理解し、身近の環境問題を解決する姿勢及び能力を身に付けてもらうものだと思う。 児童・生徒に対して、地球温暖化防止、エネルギー物質循環、生物多様性、大気水質等の生活環境保全問題が日常生活に深く関わっていることを認識できる環境教育が必要だと思う。 このことから、問題の本質や取組み方法を自ら考え解決する能力及び行動に結びつけてもらうようにすることだと思う。	小中学校では、学習指導要領に基づき、学年（年齢）に応じた「環境教育」に取り組んでいます。また、23頁のESDの考え方沿った環境教育を推進するとともに、児童生徒一人ひとりが、環境保全やより良い環境の創造のために、主体的に行動する態度や資質、能力の育成に努めています。